

官報

昭和四十七年五月十七日

第六十八回 参議院會議録第十五号

昭和四十七年五月十七日(水曜日)

午前十時三十分開議

○議事日程 第十五号

昭和四十七年五月十七日

午前十時開議

第一 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第二 世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第四 土地改良法の一部を改正する法律案(第六十五回国会内閣提出、第六十八回国会衆議院送付)

第五 小規模企業共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 石油開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、請暇の件
以下 議事日程のとおり

昭和四十七年五月十七日 参議院會議録第十五号

請暇の件 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。

この際、おはかりいたします。

浅井亨君、山田徹一君からいずれも病氣のため、十日間請暇の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) 日程第一 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。丹羽運輸大臣。

〔國務大臣丹羽喬四郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(丹羽喬四郎君) 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

国鉄は、過去百年間国内輸送の大動脈として、国民生活の向上と国民経済の発展をささえてまいりましたが、今日その役割りは、都市間旅客輸送、大都市通勤・通学輸送、中長距離大量貨物輸送等の各分野におきましてますます重要性を増してあり、総合交通体系確立の観点からも、将来にわたってその使命の遂行が強く期待されることとあります。

一方、国鉄財政は、経済社会の変動と輸送構造の変化に伴い、昭和三十九年度に赤字に転じて以来急速に悪化の傾向をたどり、国鉄が今後国民経済及び国民生活における使命を全うすることができなくなるおそれが生じてまいりました。このため政府といたしましては、第六十一回国会において成立した日本国有鉄道財政再建促進特別措置法に基づき、昭和四十四年度以降十年間を再建期間として、各種の財政再建対策を鋭意推進してまいりました。

しかしながら、その後の推移を見ますと、自動車輸送の発達等による輸送量の伸び悩み、ペーシングアップ等による人件費の大幅な上昇等のため、国鉄財政は、さらに悪化し、現状のまま推移した場合には、昭和四十七年度には大幅な償却前欠損を生ずるといふきわめて憂慮すべき事態に立ち至りました。

このような実情にかんがみ、政府といたしましては、現行の財政再建対策が十分にその目的を達成できなかった原因について反省し、昭和四十七年度以降十年間を新しい再建期間とする抜本的な財政再建対策をあらためて策定し、これを強力に推進する必要があると考えております。

このため、国鉄自身が増収と業務運営の合理化について最大限の努力を行ないますとともに、政府におきまして、今後十年間にわたり政府出資、工事費補助の増額、過去債務についての財政再建債及び同利子補給金の対象範囲の拡大、地方国散線に対する補助の新設等、財政措置の大幅な拡充を行なうことといたしておるところであります。なお、長期にわたる国鉄財政の健全化をはかり、国鉄の使命の遂行に遺憾なきを期するためには、あわせて国民各位の御理解と御協力のもとに、国民生活への影響を勘案しつつ、必要最小限度の運賃改定を行なうことも真にやむを得ないものと考へた次第であります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提出することにした次第であります。これら

の措置が相まって初めて、国鉄財政の再建の基礎を確立することができ、ひいては国鉄をして将来ともわが国の基幹的公共輸送機関としての使命を全うさせることができるものと信ずるものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。まず、国有鉄道運賃法の改正の内容について申し上げます。

第一に、鉄道の普通旅客運賃につきましては、その貨率が現行では営業キロメートルごとに五百キロメートルまでの部分については四円二十銭、五百キロメートルをこえる部分については二円五銭となっており、遠距離運賃減制の是正を考慮しまして、六百キロメートルまでの部分については五円十銭、六百キロメートルをこえる部分については二円五十銭に改定することといたしております。

第二に、航路の普通旅客運賃につきましては、近傍または類似の民営航路の運賃等をも勘案しながら、鉄道の普通旅客運賃とはほぼ同程度の改定を行なうことといたしております。

第三に、貨物運賃につきましては、制度の合理化をはかるため、車扱貨物運賃の等級数を現行の四等級から三等級に圧縮するとともに、その貨率をおおむね二五%引き上げることといたしました。

また、小量物品輸送の合理化をはかるため、小口扱い貨物を小荷物に統合するとともに、近年飛躍的な増加を続けておりますコンテナ貨物の運賃につきまして、従来は小口扱い貨物運賃の一種とされておりましたものを新たに国有鉄道運賃法上の貨物運賃とすることといたしております。

次に、日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の改正の内容について申し上げます。

第一に、昭和四十七年度予算案作成を契機とし、今後十年間にわたり助成策の大幅な拡充をすることといたしましたこと等を勘案いたしました。

て、昭和四十七年度以降十年間を新たな再建期間とし、あらためて国鉄財政の再建に関する基本方針及びこれに基づく再建計画を策定することとしたしております。

第二に、国鉄が今後新幹線鉄道の建設、在来主要幹線の改良工事等、その輸送力の増強及び輸送方式の近代化のための工事を推進し、その体質の改善をはかれるよう、政府は、再建期間中の毎年度、国鉄に対し、工事資金の一部に相当する金額を出資するものとしております。

第三に、過去債務の利子負担を軽減するため、財政再建債及び同利子補給金の対象を、現在の昭和四十三年度末政府管掌債務から昭和四十六年度末政府管掌債務及び政府が保証した鉄道債券にかか

る債務に拡大いたすこととしております。

第四に、工事費の利子負担を軽減するため、工事費補助金の対象工事年度を昭和五十六年度まで延長し、その交付年度を昭和六十三年度まで延長することとしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。森中守義君。

〔森中守義君登壇、拍手〕

○森中守義君 私は、日本社会党を代表して、ただいまの二法案について、総理及び関係閣僚にお尋ねいたします。

まず、二法案審議に関する総理の見解でございますが、いかに政権末期とはいへ、相次ぐ失政のため予算成立は大幅におくれ、法案審議は進まず、会期は八日を残すのみであります。しかるに、このとき、国民生活に重大な脅威を与える二法案の趣旨説明とは、全く了解できません。事ここに立ち至った総理の政治責任をきびしく追及いたします。

やし、なお審議が尽くされず、強行採決が行なわれました。今回は、法案の内容、また世論の動向からして、前回よりさらに審議の充実を期するたため大幅な日程が必要であり、残余の会期をもつてその決着をつけることは、良識の府としてどうてい不可能であります。総理は、この道理を十分御存じのはずでありますし、当然、二法案の成立をいさぎよく放棄されたものと解しますが、どうでございましょうか。ただ、念のため、本朝の新聞紙上で、問題が会期延長に触れられておりますが、与党総裁としてどういう考えでございましょうか。

ここで私は特に総理に耳をかしえていただきたい。現在佐藤総理みずからの立たされてる政治環境を、総理みずから十分自覚されるならば、まさか総理が、その手で会期の延長など、政治見識を踏みはずすようなことはなされてはなりません。世論調査によりますと、現内閣発足当時、その支持率は四九・九、最近では一九・九になり、歴代内閣に比べても最低であり、もはや国民は佐藤内閣を捨て切ったと見るのが定見となっております。このように世論に背を向けられた佐藤内閣に、何の権威と能力があるでございましょうか。

一方、今会期中における一連の失政に對して、衆議院予算委員会での総理の態度表明は、総理の胸中がどのようなものであったにせよ、早期退陣の意思を国民に約束されたものとだれしもが判断をしております。そしてその時期は、予算成立のあとか、沖繩返還のあとだと期待し、予測されてまいりました。ついに何の反応も示されず、またまた国民をして大きく失望させました。このことは独裁に通じ、議会民主政治に対する危険な挑戦であります。またそのことによつて、政局はますます混迷を深め、国民の政治不信をさらに高める作用をしております。よつて、私は、これ以上節度を失ふべきでない、このことを総理に直言をし、この際、総理が退陣の時期を明示されるよう強く要求し、総理に答弁を求めたいと思ひます。

第二の質問は、総理の交通政策の基本姿勢についてであります。

総理は、かつて「池田内閣には経済あつて政治なし」と池田総理を批判されましたが、いま、批判をした当の佐藤総理が、学者、経済界等各方面から「佐藤内閣には経済なし」とらく印を押され、また、変化を読み取り、政策を先取りしようとする基本的姿勢に欠けていると、手きびしい批判を受けています。総理、顧みてじくじたるものがございせんか。

ところで、これらの批判は、交通政策においてもそつくりそのままではあります。何となれば、高度経済成長政策に先行すべき交通政策が、逆に交通需要に追いつくようとするので精一ぱいで、先行的、抜本的政策の確立と展開がどこにもなく、そのために生じた今日の交通事情の大混乱は、あげて佐藤内閣がもたらしたものであると言ふべきであります。たとえば、過去十年間の交通需要の伸びは、交通社会資本の伸びに對し、何と一・八四倍に達し、著しい悪化の要因をつくり、加えて、社会構造の変化に伴う過密過疎現象がさらに拍車をかけています。過疎地域では交通機関の維持そのものが困難になり、その対策は、交通政策の域を脱して大きな社会問題に発展し、また、大都市における通勤・通学の混雑はもはや物理的限界を越える深刻さであります。このことを一言にして言へば、佐藤内閣の交通政策不在といふことに尽きるのであります。しかも、その始末をつけるため安易に運賃値上げ、利用者負担とは言語道断であり、何人も同意できる筋合いのものではありません。この際、あらためて総理の交通政策の基本理念とは何であるのか、承知したいと思ひます。

次に、総合交通政策について運輸大臣にお尋ねいたします。

さきに述べましたような交通事情を背景に、最近総合交通政策論が急激に台頭しています。昨年三月末本院予算委員会で当時の蔵相は、国鉄再建

問題で総合交通政策が間に合つていれば非常によかつたと思ふ。そうすれば、その中で国鉄の役割りを位置づけ、抜本的対策をとることができたが、それが間に合わず、四十六年度は暫定措置をとらざるを得なかつたと述べ、当時の運輸相も同趣旨のことをしばしば発言をし、あたかも、総合交通政策ができると、国鉄の再建はもうおらん、わが国の交通問題が直ちに解決できるかのごとき期待を強く抱かせました。しかし、昨年十二月決定を見た総合交通体系は全く期待を裏切りました。その基本的考え方の中で「競争原理を活用しつつ、各交通機関の機能に従つて望ましい交通分野を想定し、これがガイドポストとして交通需要を調整し、誘導していく」としてあります。それを見ますならば、文字どおり抽象的で、具体的政策の裏づけがなく、しよせんはまぼろしの交通政策にすぎないのであります。もし運輸大臣がまぼろしではないと言われるならば、輸送分野の中で、少なくとも国鉄の置かるべき位置及び役割りが決定された総合交通体系の中から、どのようにに判断し、そして今後の施策の中でどのようににワク組みされていくのか、運輸大臣の具体的説明を求めます。

第三の質問は、国鉄再建についてであります。

四十四年、本二法案の趣旨説明の中で当時の運輸相は、「国鉄財政の現状は、三十九年度以来大幅な欠損を続け、四十三年度では一千四百億円の及ぶ膨大な欠損が見込まれ、国鉄財政は遠からず破局的な状態に立ち至るものと憂慮されるので、国鉄、国、国民、三位一体となつた抜本的財政再建策の推進をはかりたい、そのために運賃値上げをしたい、そして十カ年後の五十三年度には黒字になることを明らかにする」、こつうい趣旨を力説をされましたが、わづか三年を出して計画はもうくも崩壊いたしました。まことに無責任のきわみであります。そして、先刻の趣旨説明では、いままでの十カ年計画を白紙に戻し、四十七年度を初年度とする十カ年計画に変更し、あわせて実

質一五%の運賃値上げをしたいとのことでありま

す。總理が前回の二法案審議に際し、運輸委員会において自信と確信を持って国鉄の再建を約束された経緯に照らし、当時の記憶を新たにしながら次の諸点をお尋ねします。

その一は、いかなる理由をもつて計画の変更を行なうことになったのか、理由と責任を明らかにされたいこと。その二は、当時の議案では、運賃値上げは四年に一回、上げ率は一〇%、第一回は四十八年度であつたものが、値上げの時期を一年早めたばかりでなく、一五%の大幅値上げは、全く國民に対する背信であり、政策後退であり、總理の政治責任はきわめて重大である。よつて、その理由と、總理並びに運輸大臣の責任をこの際明らかにされたいと思ひます。

次に、国鉄財政再建の具体的構想についてお伺いします。

国鉄財政は三十九年以来毎年赤字経営を続け、四十六年度の累積赤字は八千八百六十六億圓に達し、長期債務は実に二兆圓となり、再建は容易ではありませんが、にもかかわらず、今回の提案の中にも、具体的再建構想は全く明らかにされておられません。なぜ内閣として責任ある十カ年計画の青写真を國民に示し協力を求める姿勢をとらないのか、私は了解に苦しみます。ところが本年一月、大蔵大臣、運輸大臣、自民党政調会長、国鉄再建懇談会座長の四者により決定された国鉄財政再建要綱なるものがありますけれども、あたかもそれが今日の国鉄財政再建の指針のごとく取り扱われているやうであります。これはあくまでも政府と与党との申し合わせにすぎず、政府が責任をもつて示した再建構想とは認められません。しかし、その中にはきわめて重要な事項を含むものがあります。この際、その性格を明らかにしておく必要がありまふので、次の二点をお伺いします。

一つ、閣議決定に基づく正式の内閣の方針となつてゐるかどうか。二つ、閣議決定ではない

が、今後の内閣の方針として扱うのかどうか。運輸大臣からお答えをお願いします。

さて、政府の独自の具体的再建構想が示されておられませんので、この場合、やむを得ず趣旨説明の範囲をもつて、重要な諸点をお尋ねいたします。

その一は、十カ年間にわたる政府助成策は具体的にどうなるか。その二は、十カ年にわたる運賃値上げの実施はどのようになるのか。また、運賃値上げによる十カ年間の増収見込みはどのやうに推定されるのか。その三は、国鉄の合理化、企業努力等による金額をどの程度と推定されるのか。以上三点について、それぞれ金額を明示し、運輸大臣から責任ある答弁を求めます。また、政府の財政助成策について、大蔵大臣から約束できる答弁を求めます。

以上三点は、十カ年計画の中における利用者、国及び国鉄の負担についての構想を求めたのであります。再建要綱なるものによれば、利用者負担分は、四十七年、五十年、五十三年において実収一五%、五十六年においては一〇%の運賃値上げが最小限の条件となつており、その推定額は六兆数千億といわれます。これに比べ、国及び国鉄負担分ははるかに少なく、しかも、五十六年度単年度においては黒字に転向したとしても、当年度の累積赤字は、依然一兆七千数百億圓に達するとの見を伺います。

また、前述のごとく、利用者は三分の二、国と国鉄はそれぞれ三分の一とは、三位一体、三方一兩損どころか、一高二低であり、納得できません。受益者負担の原則とは何であるか、これもお聞かせいただきたい。また、これだけの多額な負担を利用者にしないが、一体、国鉄は國民に対して、いかなる交通サービスを提供することができるのであるでしょうか。十カ年間の投資計画を具体的に運輸大臣から伺います。

また、国鉄の旅客、貨物の需要をどのように想定されておられますか。かつて池田内閣が、所得倍増計画のとき、長期需要の想定を行ないました。その実績は計画と著しく食い違い、正しい交通政策の指針とはなり得なかつた経験があり、長期需要の想定はむずかしさを認めざるを得ません。運輸大臣は、再建計画の中の収支計算の基礎となるべき国鉄の需要想定を、どのように推定されているかを聞かせてください。

以上、四点について、再建十カ年計画の基本的事項をたてましたが、本計画は、需要想定そのものが不安定であり、それに基づく収支について確実な見通しが立つはではありません。この十カ年計画はきわめて不安定なもので、計画途中において崩壊するのは、過去数次の国鉄の長期計画から見て明らかであり、そのしわ寄せは、また大幅な運賃値上げとなつて利用者の負担にかかつてくるのは必至であり、しかも、十カ年計画の初年度においては、運賃値上げの実施遅延、そのための収入減はすでに三百億圓をこえ、仲裁裁定が実施されるとすれば、そのための支出増も加へ、初年度から長期計画は崩壊するさしを持つております。總理と運輸大臣は、間違ひなく、五十六年度において国鉄財政を黒字にするというこを、確信を持つてお約束できますか。両者からの所見を伺います。

また、大蔵大臣は、四十七年度国鉄予算に對しどのような処置をとらうとなされるかを答えてください。

次に、再建上の重要な問題である地方閑散線廃止について見解を伺います。さきに述べた四者間の再建計画では、五年以内に三千四百キロの閑散線廃止をきめ、本年度百二十五億圓の予算を計上してありますが、単に、閑散線というだけの理由で廃止することはきわめて重要な問題である。国鉄総裁は、二万キロのうち地方線一万キロは、輸送量でわずかに九%、合理化も限度にきており、幹線系一万キロとは違つた性格のものであり、根本的

検討が必要であるとしば述べました。したがつて、さきに申したとおり、総合交通体系の中で国鉄の役割、使命を明確にし、それと国鉄の持つ公共性の中でナショナルミニマムの使命をどのように位置づけるか、これらの基本的事項についての方針を確立した上で広く國民の協力を求めるべきであつて、単に閑散線であるという理由で安易に廃止することは許されません。この際、閑散線の廃止の基準及び廃止についての基本的考え方を運輸大臣から伺います。

また、企画庁長官に運賃改定と物価の関連についてお尋ねします。

国鉄運賃二四%の値上げが消費者物価に及ぼす上昇寄与率は〇・三四%とされておりますが、本年になつて郵便料金、タクシー等、公共料金の値上げが相次いで行なわれ、今後値上げが予測されるものを含めると、公共料金引き上げによる消費者物価への総合上昇寄与率は相当の高率になると思ひますが、数字をお示し願ひます。政府は、このような状況のもとで、本年度消費者物価上昇見込み五・三%を堅持できるとの確信をお持ちであるかどうかもお答え願ひます。

また、国鉄運賃値上げを契機として、私鉄、航空運賃等、便乗値上げの公共料金の値上げが予想されますが、経企庁長官はどのやうに対処されるおつもりでありますか。公共料金主導型の物価上昇の幕あけの傾向はいよいよ深まつていますが、長官は歯どめをする意思があるかどうか、そして齒どめに対する具体策とは何か、お聞かせ願ひたいと思ひます。

最後に、重ねて總理にお伺ひいたします。国鉄財政は、今後十カ年間にわたる赤字経営を続けていくことになりまふ。一方、交通市場における競争、近代化の波は強く押し寄せてきており、国鉄は過去の独占の夢を求める時代ではありません。わが国輸送分野における国鉄の使命は重要であり、國民は、国鉄財政再建の達成とその健全な発展を期待しております。確かに、今年度は、出資の

昭和四十七年五月十七日 参議院會議録第十五号 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和四十七年五月十七日 参議院會議録第十五号

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

四四六

増額等を含め、千百八十四億と増加しています。この程度の助成では根本的解決にはなりません。いずれまた、国鉄の財政事情は破局的に悪化したとして大幅な運賃値上げを提案して行くことは明らかであります。しかし、そのパターンを繰り返すのは政策とは言えません。総理、あなたも、運賃値上げによらず、来年度以降、国家助成の大幅増額を断行し、すみやかに政府みずからの抜本的再建策を確立し、もって十年を待たず国鉄の再建をはかるとの決意の表明こそ必要であると思ひますが、いかがでございますでしょうか。

また、再建を急ぐあまり、国民の意思にそむく三月十五日のダイヤ改正やあるいは不当労働行為を必然的に伴うマル生運動等のごときは、敢にこれを行なわれぬまいとのかたい約束がいただけるかどうか、総理の答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤栄作君) 森中君にお答えをいたします。

森中君からは、広範にわたり、同時にまた、御意見を交えてお尋ねでございますので、なかなか聞き取りにくかったのをごさいます。ただ、できるだけ要点をはずさないでお答えをしますから、御意見の点については触れないことにいたします。御了承願ひしておきます。

まず、森中君から、残る会期はわずか、本二法案を審議するのはどうも時間が足りない、御意見を交えてのこのようにお尋ねがありました。本二法案は、いずれも国鉄再建のために必要な法案でありますので、その成立にぜひとも御協力願ひしたいと思います。私のほうからお願ひいたします。法案の審議がおくれ、残る会期が短くなったことはまことに遺憾であります。まだ会期が残っておりますので、どうか精力的に御審議をいたしてください。お願いいたします。

なお、会期の延長や延長期間につきましては、これは国会でおきめいただく問題であると心得て

おりますが、政府といたしましては、提出した法案をできるだけ多く成立させることを希望いたしております。また、総理でなくて、総裁としていろいろ御意見もただされたらうでございますが、私は、ただいまは総理として期待、国民に対する希望を率直に申し上げておきます。

また、私の退陣時期につきましては、いままでもお答えしてきたように、この問題は私におまかせを願ひます。

次に、森中君から、交通政策の基本理念についての御質問がありました。私は、各種の交通機関がそれぞれその特性を十分に発揮し、国民の受ける交通利便を最大にするよう施設整備並びに政策誘導を行なうことであると、かように考えております。また、このような理念に基づいて具体的に施策を進めるにあたっては、国土の均衡ある発展及び生活環境の保全に資するものであること、将来の需要の高度化、多様化に対応し得るものであることなど、十分配慮する必要があると考えます。

次に、交通公共サービスの量的不足と質的低下によつて国民の福祉が阻害されないようにするという観点からも、運賃料金は、合理的な経営を長期にわたつて運営し得る水準のものでなければならぬと、かように考えております。

次に、今回の国鉄再建策では、前回の計画と運賃値上げの時期及び値上げ幅が違ふという御指摘がありました。これは長期収支の見通しの前提となる支出の伸び、輸送量の想定等の基礎的条件が異なつてきたことによるものであり、今回は、前計画の反省の上に立つて、収支見通しの確実を期したものでございします。

次に、森中君からは、値上げの実施がおくれたための収入減及び仲裁裁定のための支出増などにより、すでに再建計画はくずれたときめつけられましたが、政府といたしましては、そのような事態を招かないよう、国鉄運賃法のすみやかな成立を期待するとともに、国鉄に対し、最大限の増収や

経費節減につとめ、これに対処するよう指導する考えであります。

最後に、国鉄の持つその使命の重大性にかんがみまして、私は、国民に対して、量的にも質的にも十分の交通サービスを提供するように、最善の努力をしたいと思います。かように思ひます。この点はすでに触れた点であります。最後にまとめてお尋ねがありましたので、私どもの決意を御披露申し上げて、御協力をお願いする次第であります。

この際、マル生運動についても、お答えをいたしておきます。本来の趣旨による生産性運動は、企業体として当然の措置であります。その名をかりて不当労働行為を行なうことがあるとすれば、これは厳に戒めなければなりません。国鉄におきましては、今後このような行為が行なわれないよう政府としても指導してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、ただいま提供してある国鉄の国民へのサービス、これはまことに重大であります。そのまた経営の基本、それすらたぐひも動揺しておるといふ際でありますから、これは労使双方一体となりまして、本来の使命達成に最善を尽くしていただきたい、その意味において政府はなすべきことを十分尽くしたい、かように考えますので、どうぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

なおまた、その他の件については、それぞれ所管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣丹羽喬四郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(丹羽喬四郎君) 私に対する御質問は、総合交通体系、この確立をして、そして国鉄の使命というものを、地位というものを、はつきりするべきではないか、このようにございします。

実は、総合交通体系につきましては、昨年の六月、運政審におきましてその決定を見ていた次第でございます。また、昨年の十二月の末に閣僚協議会におきまして、総合交通体系の決定を見ていた次第でございます。それらにおきまして、そ

の昨年の暮れの総合交通体系におきまして国鉄の位置づけというものは一応きまつていた次第でございます。もうすでに御承知のとおり、都市間旅客輸送の増強、そして大都市間・通学輸送の整備、そしてまた、中長距離貨物大量輸送の確立というものの、また、閑散線の撤去というようなことが述べられていた次第でございます。私ども、その趣旨に沿ひまして、その点を具体的に生かしてまいりまして、都市間輸送につきましては、国土の均衡ある発展をはかるために、いわゆる新幹線網の確立ということをやまず第一の目当てに置いている次第でございます。

また、大都市間・通学輸送につきましては、すでにいままでも実行しておりますが、複々線化、あるいはまた電化、その他の方法によりまして、極力通動・通学輸送の増強をはかりまして混雑緩和をしようとしてまいりたい、この方針で進んでいる次第でございます。新しい計画におきまして、それを強くしている次第でございます。

また、貨物輸送につきましては、中長距離大量輸送の特性を生かすために、あるいは小駅の統合であるとか、あるいはヤードの整理であるとかいうようなこと、また具体的にフレイトライナーの増発というようなこと等をいたしまして、そして大量輸送の特性を生かしてまいりたい、この方法で進んでいる次第でございます。

次に、私に対する御質問は、国鉄再建の具体的な内容でございます。ことに昨年の予算編成のとき、大蔵大臣と私と、また自民党の政策の首脳とのいわゆる覚書きについて、これがはたして根拠があるかというお話でございます。これは予算編成に際しまして、今回のいろいろの改定につきまして御審議を願ひます場合に、十年間の計画を立てまして、この十年間の計画におきまして、ことしはそれをもとにいたしましての予算編成でございますが、十年間に国としてどのくらい助成をするかということをはつきりいたします

また十年間の三年ごとに一五%ずつの国民協力、また、十年目の一〇%の御協力ということは、これはまあ御承知のとおり、あくまでも試算でございますして、この運賃の値上げは、国会の慎重なる御審議を経まして初めて実現する次第でございますが、私どもといたしましては、どういたたしても、年間それだけの御協力を願ひ、政府としても大幅な出資をするということによりまして、そしてまた、もちろん国鉄も企業努力をいたしますことによりまして、できるだけ十年間におきまして償却前の黒字を出してまいる、十年後におきましては、償却後も黒字になる、それで累積赤字を十年後におきまして漸次これを解消するほうに向かう、しかも、その間におきまして大きな良質サービスを提供することによりまして、国民に対することの義務を果たす、こういう方向で進んでいくつもりで試算を出した次第でございますして、具体的内容といたしましては、先ほど御質問にございました運賃値上げにつきましては、十力年で六兆八千億、それから国鉄自身のいわゆる人員整理その他の企業努力によりましての額におきまして、十年間で二兆五千億、そしてまた国の助成その他の措置は、再建債等も含めまして二兆八千億、こういうことになっている次第でございます。

それから、次に受益者負担の点でございますが、この問題は、御承知のとおり、輸送料金は大体におきまして原則として受益者負担でございますが、しかしながら、国鉄の公共性にかんがみ、また最近のいろいろの財政需要にかんがみまして、ただに受益者負担だけをしましたならば、と

それから、国鉄のサービスの問題はどうかというところでございますが、これは今回は私ども、いわゆる今回の施政方針におきまして、総理の所信表明におきましても、発想の転換ということを言っておりますが、国鉄自身の問題につきましても、ただに赤字財政の解消ということではなくて、国鉄自身が、ほんとうに今日の国鉄の特性を発揮できるように、国民の期待も非常に大きい次第でございますので、思い切った良質サービスを提供する。その間におきまして、財政の再建をはかるといふふうに、私は、発想の転換をはかったものと考えている次第でございます。したがって、今回は十年間に七兆円の、あるいは新幹線あるいは在来線の敷設をいたしまして、そのうち大体におきまして新幹線につきましては一兆五千万から二兆円の間、あとの残りは在来線の、これは山陽新幹線も含めましてでございますが——設備投資に充ててまいる。そのほかに鉄建公団をいたしまして、新幹線並びに在来線につきまして、大体におきまして一兆円を上回るところのサービス、設備投資を行なつてまいりたい、こういうふうに思っている次第でございます。

次に、五十六年度において、はたして黒字になつて、はたして御質問でございますが、ぜひともひとつ、これは国鉄の努力、皆さまの御協力ということによりまして、国鉄が真に国民の国鉄といたしまして、りっぱな更生をするように私ども強く期待し、それを指導する次第でございます。この点におきましては、諸先生の一そりの御鞭撻と御

まいるということの措置でございます。これらは御承知のとおり、運輸政策審議会におきましても、あるいは鉄道審議会におきましても、また今回の総合交通体系におきましても、ことごとくいつも指摘をされているところでございまして、こういったようなものをほうりつけておいて、そうして国鉄の企業努力があるかという世論にもこたえていかなければならないということでございますので、私ども、この点は強い決心をもって推進をしましてまいりまして、国鉄が真に合理的な経営ができるように進んでまいりたい、こういうふうに思う次第でございますので、御了解をお願いしたい、こう思う次第でございます。(拍手)

○国務大臣(水田三喜男君) 國鉄に対する國の財政助成についての本年度の、四十七年度の予算額についての御質問でございましたが、まず、工事費の補助金が三百二十一億円、合理化促進特別交付金が十億円、再建債の利子補給金が百六億円、地方團軌線の補助金が百二十五億円、政府出資金が六百十六億円、合計千七百七十八億円が本年度の助成額でございまして、昨年度の三百四十三億円に比べて三・三倍の額となっております。このほか、財政再建債を一千百十八億円発行することによって、これに財政資金をもつて充てる計になつており、これは財政資金をもつて充てる計

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣木村俊夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(木村俊夫君) 私に対する御質問は、国鉄運賃をはじめ一連の公共料金引き上げによる四十七年度の消費者物価への影響いかにということでございます。

○國務大臣(木村俊夫君) 私に對する御質問は、
國鉄運賃をはじめ一連の公共料金引き上げによる
四十七年度の消費者物価への影響いかにということ
とでございます。

私どもは、当初これを○・七三%と見込んでお
りましたが、國鉄運賃及び国立大学授業料改定の
実施時期が、当初予定の四月よりおくれることに
なりましたので、現時点におきましては、その影
響は○・六六%程度と、こう見込んでおる次第で
ございます。今後予定されております公共料金
につきましては、御承知のとおり、公共料金は、
それぞれ企業の収支や、合理化努力の状況等を、
個々に検討いたしましたして、必要最小限度に決定さ
れるべきものでございますので、まだ具体的な検
討審査を行なっていない現段階におきましては、
その消費者物価に与える影響を計数的に申し上げ
かねますことを御了承願いたいと思ひます。

なお、今後私鉄、航空あるいはガス等の公共料
金につきましては、その引き上げが国民生活に及
ぼす影響を十分勘案いたしまして、特に慎重に取
り扱つてまいりたいと考えております。

このほど、昭和四十六年度の消費者物価上昇率
が五・七%に確定いたしました結果、四十七年度

昭和四十七年五月十七日 参議院会議録第十五号

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

四四八

の消費者物価上昇見込みにおけるいわゆるゲタが、当初見込みの二・三%を下回りまして、一・九%となっております。四十七年度の消費者物価上昇率を政府見通しの五・三%にとどめるために、今後さらに一層の政策努力を傾注してまいりたいと考えております次第でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 田代富士男君。

〔田代富士男君登壇、拍手〕

○田代富士男君 私は、公明党を代表いたしましたとして、ただいま提案理由の趣旨説明がございました。国有鉄道二法案につきまして、総理並びに関係各大臣に若干の質問をいたします。

さて佐藤総理、あなたが総理に就任した昭和三十九年十一月には、東海道新幹線が開業してすでに二カ月たっており、たいへん好評を博しております。鉄道出身の総理としても、まことに喜ばしく思われます。しかし、同時に昭和三十九年は、国鉄が今日のような大きな赤字を生み出した第一歩の年でもありました。以来総理は、在任八年近くになりますが、その間、国鉄の財政はついに好転することができなかったものであります。現在では国鉄の累積赤字は八千億円をこえ、長期借入れ金は実に三兆円となり、その一日の支払い利子が何と六億円以上という、まことに信じられないような数字が示されております。もしこれが民間企業であるならば、すでに倒産のうき目にあつてゐることは間違ひありません。国鉄がこのような財政危機を招いた根本原因は何か、また、労使の相互不信や、たび重なる踏切事故、あるいは新幹線反対運動等は何を意味するのか、このような国鉄問題の本質にメスを入れることは、そのまま、今日の佐藤政権の体制にメスを入れることになると確信するものであります。

国鉄に関する問題点を大きく二つに分けるならば、一つは、わが国における総合交通体系との問題であり、二つには、国鉄自身の内部問題であります。

今日、国鉄の赤字財政の最大の原因は、モータリゼーションの著しい進展があげられます。一般道路や高速道路の発達と関連して自動車が何の規制も受けないまま野放し状態を増加しております。中でも、トラックの性能はすばらしく向上し、鉄道輸送に比較して迅速性に富み、小回りがきき、相当の大きさの荷物まで鉄道にかわって輸送できるようになりました。そのため国鉄は、戦前、戦後を通じてすべての輸送機関に対して優位を誇ったいわば鉄道万能の時代がありました。現在の国鉄は、次第にその首位の座を引きずりおろされてしまったのであります。しかも戦後の民間航空の発達を目をみはるものがあり、距離を大幅に短縮し、国鉄に大きな脅威を与えました。こうした現象は、昭和三十年代、国鉄が黒字を続けていたころからすでに予想されておりました。先進諸国においてもその例が見られたのであります。しかしながら、政府は、今日まで日本全体の輸送体系の中における鉄道、自動車、航空機、内航海運、カーフェリー等のバランスを考えず、特に国鉄に対しては無為に過してきたことは明らかであります。その結果招来した赤字は、あくまでも、政府において解消すべき責任があると思うのであります。

政府は、陸、海、空、それぞれの輸送機関の特徴を十分に生かし、その中に占める鉄道の役割り等、輸送体系のあり方をよくと明確に示すべきではないでしょうか。その一つの考え方として、政府は、さきに「総合交通体系について」と題し、その大綱を発表したのであります。ところが、これと表裏一体の関係にある新全線が再検討を求められており、この際、政府は、現在の総合交通体系を改め、より具体的に説得力のある総合交通政策を確立すべきではないかと考えるものであります。その総合交通政策の中には、今日の国鉄がかかえている財政問題をはじめとする諸問題をも十分に考慮すべきであると考えますが、

総理並びに運輸大臣の方針をお尋ねいたします。

次に、さきの国鉄財政再建推進会議によって、鉄道の将来の方向として示された三つの分野、すなわち、都市間旅客輸送と中長距離大量貨物輸送、さらには大都市通勤・通学輸送についてであります。国鉄は、この三つの方向に、この三年間どれほどの伸びを示すことができたというのであります。どうか、中でも大都市の通勤・通学者が毎日悩まされているラッシュについては、一体どのような対策を立ててきたのか全く疑わしい限りであります。これらの点について、運輸大臣はいかがお考えでありますか、お伺いいたします。

また、特別措置法の改正についてお伺いいたします。

この法律が三年前に成立したとき、政府は、この法律を基本に昭和五十四年度を目標年度として、今後の十年間の政府と国鉄の経営努力を国民の前に約束したのであります。ところが、今回の改正に至つては、三年前よりも国鉄にとって諸条件はよりきびしいものになっているにもかかわらず、現状の認識はおろか、発想の転換においてすら、進歩のあとが見られないのであります。これは、また三年たつたら同じ改正を繰り返すことは必至であり、これによって私は、佐藤内閣に政策なしの感を一そう深めるに至つたのであります。

そこで政府にお伺いしたいことは、財政措置法改定の真の意味は何か、また、改定せざるを得なくなつた政府の反省とその責任をどう考えておられるのか、また、三年前、これで再建のめど立つたと言明した政府の発言を三年後の今日のよううに考えておられるか、総理並びに運輸大臣にお伺いいたします。

次に、国鉄の内部問題についてであります。

まず第一に、国鉄自身の合理化とは何をさしているのか、また、それはどのようなスケジュールで実行されるのか、昨年はマル生運動で労使間にさらには大きなみぞを生じ、ついには職員局長の更

送にまで発展したのであります。最近においては、国民に多大の迷惑をかけたATS闘争についてもきびしく世論の批判があつたばかりであります。経営危機の国鉄にとつては最も大事なときであり、何よりも労使の団結と協力がなければ、この危機を乗り越えることは不可能なはずであります。こうしたときに、人員の削減については、労働組合との間にかつた協力体制を組むつもりなのか。また、赤字線については、今後どのように考えていくのか、総理並びに運輸大臣にお伺いいたします。

次に、わが党の調査によつても明らかになつたように、国鉄の所有地には、全国に数多くの未利用地がありました。また、先日の参議院決算委員会においてわが党議員から指摘があつたように、不法に占拠されたまま二十数年にわたつて放置されていた土地があります。しかもその額は、時価数百億円というばく大なものであります。これは、国鉄が明らかに財政問題について真剣に考えていない証拠ではありませんか。国鉄は土地問題に限らず、みずから真剣に財政問題に取り組んでいかねばならないと思つております。総理並びに運輸大臣の御所見を承りたいと思つたのであります。

次に、国鉄運賃が値上げされると国民生活が著しく圧迫されることは間違ひありません。今日の国鉄の財政危機は、どこまでもその原因をつくつた政府と国鉄が責任を負うべきであります。なぜかならば、経営をまかされてゐるのは国鉄自身であり、それを監督すべき立場にあるのは政府だからであります。その政府は、物価高に悩む国民にいかにしてこの運賃値上げを納得させるつもりなのか。また、値上げは、乗客の利用を抑制し、所期の収入があらならないのは過去の例からも明らかであります。値上げが再建にあまり寄与できないのではないかと考えるが、総理並びに運輸大臣にお伺いいたします。

この三年間、国民は高い運賃を負担してきまして、この国民が果たしてきた責任分担に対して、

政府として報いるためにも、そしてまた今後の運賃値上げを抑制するためにも、政府は抜本的な財政援助の増額をすべきであります。しかし、国鉄並びに政府は、この三年間にどれほどの努力を払って国鉄再建のために尽くしてきたでしょうか、総理並びに運輸大臣にお伺いいたします。

また、国鉄財政がこれほどまでに疲弊したその責任はどこにあるのか。政府が財政援助をしなればならなかったことは、むしろおそきに失したのではないかと。なせもつと早い段階で財政援助に踏み切ることができなかったのか。現在、国鉄において関係企業への進出等についていろいろ検討されていると思いますが、このことについて政府が何らかの援助をしていくべきではないか。また、総合交通政策確立の上からも、財政援助こそその推進力となるのではないかと考えるものであります。大蔵大臣並びに運輸大臣にお伺いいたします。

鉄道に対する政府の財政援助については、たとえフランス国有鉄道においては、政府が欠損の全額を補てんする方針をとっております。わが国にこうした政策が確立されていないこと自体、政府の大きな責任問題でもあると考えるものであります。少しばかりの援助をもって事足りるというより、少なからずの援助をもって事足りるという考えを改めるべきであると思ひますが、総理並びに大蔵大臣にお伺いいたします。

次に、受益者負担についてお伺いいたします。

運賃は、あくまでも国民生活の安定を大前提に、その負担能力に即応するから限界を設けてしかるべきであると考えざるを得ない。それを受益者負担ということで説明しようとするのは、明らかに不合理なものと云わざるを得ないものであります。なぜならば、直接の受益者だけでなく、間接の受益者である企業は少なく、運輸に關するほとんどの設備なり基本的施設は国の力によって建設、維持されているのが通例であります。空港、港湾、道路、その他幾らでもあげることができるのであり、受益者負担をたてにするこ

とがいかに不合理な論理であるか、これは明々白々たるものではないと強く訴えるものであります。受益者負担に關する限界について、総理並びに大蔵大臣の所見をお伺いいたします。

次に、並行私鉄との格差についてお伺いいたします。私鉄との著しい運賃格差を生ずる今回の運賃値上げは、いまださへ混雑のひどい私鉄にますます乗客が殺到し、ラッシュ時におきましては、もはや殺人的な混雑度になることは火を見るよりも明らかであります。また逆に、こうしたことが私鉄運賃の再値上げにつながることも明らかであり、その他の交通機関においても値上げの要求があり、国民生活は苦しくなる一方であります。政府は、国鉄の運賃値上げが及ぼす影響について、直接、間接にどのようなあらわれを考へておられるのか。また、それらについてはいかなる対策を持っておられるのか。総理並びに経済企画庁長官にお伺いいたします。

次に、新幹線についてであります。

今月初めには、鉄道建設審議会が開かれ、これによつて全国新幹線時代の第一歩を踏み出したと言つても過言ではありません。しかし同時に、新幹線にはさまざまな問題が未解決のまま残されております。新幹線公害といわれるものであります。政府は、地域に及ぼす振動、騒音、電波障害、地盤沈下、また都市計画の変更等に対して、いかなる解決策をもつて臨まんとされているのか。また、次の問題は、いわゆる建設費とその後の経費のあり方であり、経費のかさむ新幹線を健全に経営し、安全快適な旅行を保障するには、どうしても政府が十分な援助の手を差し伸べていかなくてはならないことは言うまでもないことである。政府は、この二つの問題点について、すなわち、公害と建設並びに経営について、明快なる方針を持っておられるのかどうか。総理並びに運輸大臣に御所見をお伺いいたします。

以上、幾つかの問題点を指摘いたしました。問題はこれにとどまりません。まだまだ考えなければならぬことも多々あると思ひますが、政府の明快にして、真摯なる御答弁を求め、私の質問を終ります。(拍手)

(国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手)
○国務大臣(佐藤榮作君) 田代君にお答えをいたします。

私並びに関係大臣と重複する点もあろうかと思ひますが、私から一応お答えをいたしました。不足の分はそれぞれ関係大臣から補足してお答えをいたします。

まず、総合交通体系のあり方につきましては、すでに昨年十二月、政府としての基本的考え方を明らかにしたところであります。

国鉄の位置づけにつきましては、モータリゼーションの進展を十分考慮に入れて、都市間旅客輸送、中距離大量貨物輸送及び大都市通勤・通学輸送におきまして、その特性を十分発揮できるように考えております。

次に、現行の再建計画が三年間で改定のやむなきに至つた理由は、基本的には、わが国輸送構造の変化が予想以上に激しかったといふことであり、具体的には、輸送量の停滞と人件費の上昇等であると考えております。今回の新再建対策ではこれらの点を十分反省し、輸送量、人件費の上昇につきましても見直しを行ない、一方、財政措置の大幅な拡大を行なう等により、再建の実効を確保することとしたのであります。

次に、国鉄の姿勢のあらわれであるとして御指摘のありました、あるいは組合のあり方、あるいは人員整理等の問題、また資産の管理、適正な利用等につきましては、国鉄が今後一その合理化努力を傾注するよう措置、指導してまいらるつもりであります。国鉄の一体化をはかる、労使双方の一体化をはかる、これまた当然でございまして、これらの点で国民の理解を得るようには処置をとらなければならぬ。その危機に当面すればするだけに、国鉄労使双方の責任はまことに重大だと言わなければならぬと思つております。

次に、国鉄への財政援助の増額を行なえとの御意見がございましたが、今回の新財政再建対策では、債務のたな上げと同様の効果を持つ財政再建債利子補給金の対象債務の拡大や、政府出資の大幅な増額などを行なうこととしており、政府といひましては、最大限の努力をしたものと考えております。

なお、受益者負担の限界、これはどういふように考へておられるのか、あるいは私鉄運賃の値上げ等を誘発するのではないかと等の点については、それぞれ所管大臣から補足いたします。

最後に、新幹線鉄道は、国土の総合的開発のため最も重要な役割をになうものであることも、大量性、高速性及び安全性におきましても国民の要望にこたへ、鉄道としての特性を最高に発揮できる輸送機関であると考えております。今後の国鉄経営の目標は、田代君も御指摘のとおり、この新幹線鉄道を中心として輸送体制を確立し、国民に良質な輸送サービスを提供し得る近代輸送機関に脱皮することであると思ひます。ただ、新幹線の公害として騒音、振動、電波障害等がありますので、沿線の環境保全につきては、いままでも技術的に可能な限り善処してまいるところであります。今後ともさらに研究、開発を進め、環境保全に一その努力をさせる考えでございします。

以上私からお答えいたします。(拍手)

(国務大臣丹羽喬四郎君登壇、拍手)

○国務大臣(丹羽喬四郎君) 総理からすでに御答弁ございましたが、私から御答弁を申し上げることにございまして申し上げます。

実は、運賃の値上げをすることによりまして利用者が減り、財政再建に役立たぬじゃないかという御質問でございしますが、御承知のとおり、運賃の値上げによりましてやはり利用者が減ることは事実でございします。この前の運賃改定、いつも運賃改定いたしましたとき、その当座におきましては利用者減つてまいります。これは旅客、貨物とも

に通じてでございます。その点は十分今回は勘案をいたしまして、それゆえに、たとえば旅客におきましては、実収一五%におきましても名目二・四%、また貨物におきましては二三・四%、名目におきましては二四・六%、こういうふうにいたしまして、やはりその点も昨年までの収益減を見ましてやっている次第でございます。

また、その点の關係におきまして、並行区間におきまして私鉄が非常に混雑化するのではないかと、そして私鉄のほうにはかり行くのではないかと、これはすでに御承知のとおり、並行路線といいたしまして、発着点、また着地点、違った点もございいます。その間におけるところのアクセスの利用量等を勘案いたしますと、必ずしも一がいにかかない次第でございますが、しかしこの点につきまして、御承知のとおり、ただいまの混雑率はやはり国鉄のほうが多に多いということでございます。大体二四〇の混雑率、これができるだけ早く混雑を緩和をいたしまして二〇〇までにしたいというので、ただいま鋭意努力をしております、今回の計画におきましても、それらの点につきまして複線化、複々線化、また編成、時間の短縮、そういうようなことも勘案をいたしまして、できるだけ混雑緩和を進めてまいりたい。

また、私鉄につきましても、それぞれの助成をいたしましたのもその一つのあらわれと御承知を願いたいと思ふ次第でございます。

また、イコールフットィングの問題につきましてはいろいろ御質問がございました。あるいはモーターゼーションを放てきするんではないか、いろいろの問題がございましたが、御承知のとおり、重量税を新設いたしました。単に車から取り出したものをやはり鉄道の新線の財源に向けるというようなことも一つのイコールフットィングのあらわれと御承知願いたいと思ふ次第でございますが、将来ともそれらの点につきまして、道路輸送方面とも勘案いたしまして、その均勢のあるところの交通運輸が適正に行なわれるよう配慮してまいりたい、こういうふうに思っております次第でございます。

また、受益者負担の限界でございます。これは御承知のとおり、各学者の間におきましても、どの程度を受益者負担にするかということが非常に大きなむずかしい問題でございます。また、開発利益をどのくらいというたような料金その他に還元をするかということも、実は抽象論で言われておりますが、課税方法その他につきましてなかなか難点がある、これを具体的にすることは非常にむずかしいという問題もございまして、それゆえに、私どもはそれらを総合的に勘案をいたしまして、今回は大幅の政府出資あるいは利子補給、工事費補助というよりなものを認めた次第でございますので、その点につきまして御了解を願いたい、こう思ふ次第でございます。それから新幹線の公害につきまして、これは確

かにただいま公共事業を推進してまいります上におきましては、この公害の問題というのは一番の大きな問題でございます。この新幹線によりまして、国土の均衡ある発展をはかる、そして生活圏を非常に広げてまいりたいことは国民の要望でございますが、一面におきまして、それによりまして、その受ける被害の立場にある方々の苦痛というものも十分考えていかなければなりません。もうすでに先生御承知のとおり、山陽新幹線につきましては、東海道新幹線と異なりまして、あるいはレールの重さを五十キロから六十キロに伸ばすとか、振動数を減らすとか、あるいはまた鉄橋をことごとく改めてコンクリートの橋にするとか、あるいはまたバッドを設けるとか、あるいはまた騒音壁を設けるとか、いろいろなことをいたしまして、くふうをしておる次第でございます。いま国鉄の持つておりますところの最高度の技術を十分に活用いたしまして、くふう研さんをいたしまして、それらの公害をなくすよう、これは鋭意私どものほうでつとめる次第でございますので、御了承願いたい、こう思ふ次第でございます。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 私への質問は三つございまして、全部関連しておる問題でございますから、まとめてお答えいたしたいと思います。今回の鉄道再建、財政再建策は、三つの方針を基礎にしてあなはいされ、勘案整備されたものでござい

ございます。一つは、やはり公企業といつても企業ではございまして、独立採算制という基礎をはつきりとくずさないで維持すること、そして鉄道自身の合理化を求めるとのこと、それから、交通機関は利用者がはつきりしておられますので、これは、受益者負担という原則はやはり守るべきである。そして、これを不当に国民の税に転嫁するということはいけない、この原則はやはり守らうということ、それからもう一つは、鉄道はたくさんの方の公共負担もしておることでございますし、また、採算だけで運営することができない公共的な性質を持つておりますので、この公共性に対応する国の助成策は適正に拡大するということ、この三つを土台にしていろいろ勘案されたものでございます。

まず、受益者負担の限界という御質問でございますが、一般の企業と同様のコストによる負担ということでございます。これは当然受益者が負担しても不当なものではないと、それをもし、全然鉄道を利用しない一般国民の負担にこれを転嫁するということでありましたら、この限度をこえるということになります。じゃあどうした場合に、その限度をこえないように、コストの点において合理化したらいいかということになりますという、結局、国の助成をどういう方針で、どの範囲の助成を国がすることが合理的であるかということになります。そういう

る観点から見ますというと、鉄道経営を圧迫しているものは過去の累積赤字であるという事は、これははっきりいたしておきます。この赤字の累積の責任がどこにあるか、少し対策がおそかったか早かったかというような問題はもう別にいたしまして、少なくともここで累積赤字が鉄道経営を圧迫するような事態は除かねばならないという事を考えますというと、まず債務について国はどの程度までの援助をしたらいいかということになろうと思いますが、その場合に、鉄道債がたくさん、現在三兆円もござりますが、そのうちで、債務を帯びてもこれに見合った営業資産というものができていくんでしたら、営業収入をそこから生むことでございますので、これは健全な債務であつて、この点は別に国が特別の助成をする必要はない。累積赤字については、これは経営への圧迫を避けるために国が見なければならぬというふうに一応考えますというと、この債務はわりあい少なく済むわけでございますが、しかし、この際は鉄道の事を考えまして、さつきもお話がありましたように、累積赤字に影響する債務が八千億円あつたにしまして、この際、政府管掌の債務とそれから政府保証債の債務約二兆円については、これは再建債発行の対象として国が見よう、そのかわり、一兆円ぐらいのあとへ残った民間債務は、これはどこの企業でも持っている健全な債務でございますので、そこまでは国が助成することはないだろう。この債務のたな上げと

いう、事実上たな上げになることを国がやればという事がまず一つと、それから、今後の工事に對するいろいろな事を考えまして、十年間に一兆円の出資を国がする、これによりまして大体鉄道の債務が軽減されることを計算しますと、やはり三千七百億円ぐらいの利子の軽減になるというようなことを計算いたしますというと、大体国が二兆円前後——助成金として一兆円、出資として一兆円、大ざっぱに二兆円ぐらいをもって再建債の発行八千億——七千何百億円を引き受けるという程度が妥当な国の助成幅ではないか。そうしますというと、あとは企業の努力と国のこの助成によつて残りのいろいろな鉄道経営のコストを計算して、これはやはり利用者負担してもらうのが適切だという、この三つのことから、今回の運賃の値上げということをやはりきめたものでございまして、どこを限度とするかということでございますが、限度は、一般の交通機関の現在の料金を見ても、国の料金が不当でないところがある限り限度という、その限度にするためのコストを国と企業が共同でこれは解決するというよりほかにしかたがないんじゃないかというようなことから、いろいろ勘案した結果、今度のような再建策になつたという次第でございます。(拍手)

〔國務大臣木村俊夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(木村俊夫君) 私に對する御質問は、今回の国鉄運賃の値上げが国民生活にどういふ影響があるか、こういうことでございます。

消費者物価指数のうちで国鉄運賃の占めるウエイトは一万分の百五十四になっております。かなり高いものでございます。今回の国鉄運賃の改定が消費者物価指数に及ぼす影響は、平年度ベースでは〇・三四というふうになつております。一般的に申しまして、現在の物価環境が必ずしも悪くはございません。不況の影響も浸透してまいつております。また円切り上げ等の諸条件がございまして、こういう諸条件を十分活用して、物価安定のために各般の努力を推進していきたいと、こう考えておる次第でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 中村利次君。

〔中村利次君登壇、拍手〕

○中村利次君 私は、民社党を代表して、政府提案の二法案について、總理並びに關係各大臣に質問をいたします。

〔議長退席、副議長着席〕

私は、国鉄が膨大な赤字をかかえ、かつ、その再建策が喫緊の問題となつた根源を、まず究明する必要があると思ひます。なぜならば、国内輸送の中に国鉄の独占性が強かつた時期には、赤字も再建策も国鉄にとつて無縁であつたのみではなく、社会政策、文教政策あるいは物価政策等、国の政策に對し、運賃上の負担を負つて国鉄の輸送の役割りを果たしてきたのでありますが、昭和三十年代から四十年代に至り、国内輸送の分担割合が激変し、輸送機関としての国鉄の独占性が完全に失われた結果、赤字や再建が問題となり、総合交通体系の抜本的対策とともに、国鉄に對する対策自体が見直されてしかるべきときを迎えているわけでありませう。

ここできつて重要なことは、このような輸送分担の割合の変化に對して、国が、国の政策として大きな役割りを果たしてきたという事実であります。海運に對して、また空の輸送に、そしてまた自動車輸送に對して、政府は国の政策として、国の負担でいろいろな手を打つてまいりました。かりに、そのことが正しかつたという前提に立つたとしても、結果として起きた国鉄の経営不振に對しては、国がはたしてどのような手を打つたのか、また今日以降どのような手を打とうとしているのか、問題はまさにこの点にあると思ひます。それが過去何回かの運賃値上げであり、今後の十年計画に、今回を含めて四回もの運賃値上げを伴うものであるとすれば、これはもうお粗末の一語に尽きると言うべきであり、はたして政治の責任はいずれにありやと言わなければなりません。これでは、国鉄という名が、政府の無策ゆゑに泣かなければなりません。

そこで、政府は、この際きびしい反省の上に立つて、総合交通体系の抜本的対策に加えて、国鉄の輸送分野を明確にし、あわせて国鉄に對して、時代に即した思い切つた発想の転換を行なう意思がおありかどうか、總理並びに關係大臣の見を承りたいと思ひます。

次に、政府案によつて国鉄運賃が値上がりをする

とお約束いただきましたのですが、いかがでしょう。

とすれば、国有鉄道の運賃が民有民営のそれよりもはるかに高いところが出てくるわけでありますが、いかなる理由があつても、こんなばかげたことを国民が納得するはずはありません。国民の納得が得られないものを国会の教によつて押し通す暴挙をあえてなさるのかどうか。また、国鉄運賃の値上げは、必然的に私鉄その他の運賃の値上げを呼び、政府が行なつた他の公共料金の値上げと相まって、物価高を招くことは必定であります。そして、その原因が国鉄に対する政府の対応の誤りと無策ゆえだとすれば、まさに、その責めは重大というべきです。

次に、過疎地域開発、国土総合開発等々、国の政策として必要であつて、かつ経営上赤字となる路線については、当然国庫負担によつて国鉄経営の圧迫を取り除く必要があると考えますが、関係大臣はどうお考えでしょうか、所見を伺います。

また大蔵大臣の御答弁にもございましたけれども、赤字の原因となり、国鉄再建のガンとなっている三兆一千億円のほる累積債務をこの際すべてたな上げして、この問題の解決に資するおつもりはないかどうか、政府の御見解を伺います。

に、はたして企業努力のあとがどこに見られるのか、今後の計画の中に企業努力がどう発揮されるのか、全く納得のいかないところであります。わが党は機会をとらえて、国鉄の経営努力、特に職場規律の問題を取り上げてまいりました。しかし、残念ながら、職場規律の紊乱は現在もなお続き、暴力事件はあとを断ちません。総理は四月二十八日、予算委員会でのわが党議員の質問に対し、断固暴力を排除しなければならぬとしながらも、国鉄に複数の組合があるところに問題があるのではないかと、単一な組合活動が展開されるような情勢をつくるのが何よりも必要ではないか、派生しておる問題の一つ一つをつかまえてとやかく言うより、基本路線を引くべきで、現象だけでなくものを批判しないで云々という、まことに重大な発言をされました。

そこで、政府のいう物価対策は、ただ単なるから念仏なのか、はたまた、物価対策に本気で取り組む体質のお持ち合わせがないのか、国鉄運賃の値上げが物価に与える影響を十分踏まえた上で、物価対策上の所見をお伺いしたいと思います。

現在、戦傷病者に対する国鉄運賃の割引は、厚生省の予算によつて国庫負担となつてはいるはずであります。国の前途を託する青少年学徒の学割りの意義は、決してこれに劣るとは考えられませんが、そこで、各種学校のうち、批判の対象となるようなもの等に対し、国民的合意を得られるような見直しを行なつた上で、学割りは文部省予算による国庫負担にすべきだと考えますが、運輸大臣と文部大臣の御所見はいかがでしょう。

以上、私は六点到わたつて問題点を提起してまいりましたが、要約しますと、すべて、今日の交通体系の中で占有率が激減し、経営難に苦しみながら、国有鉄道としての役割りを果たさなければならぬ国鉄に対し、政府は何をなすべきかを指摘したつもりであります。そして、それは決して利用者大衆に負担を押しつけることでもなければ、物価値上げに通ずる道を選ぶことでもありません。もし、政府にこれにこたえる姿勢がないならば、本来国民のためにこそあるべき国鉄が、国民怨嗟の的にならねないのですから、いま一度原点に立ち返つて、もはや国鉄が、独立採算制を押しつけられた公共企業体としての経営を続ける限り健全な運営は不可能となつてゐる現実を認識して、この際、きつぱりと公共企業体としての運営をやめて、国営に切りかえるべきだと思いますが、御所見はいかがでしょう、お伺いいたします。

そこで私はお伺いします。総理の発言は、暴力は否定するが、その発生原因のいかんによつては、暴力を問題にするよりも、その原因の除去につとめるべきだという、まことに奇々怪々なものになります。このことは、たとえば連合赤軍の暴挙は許せない。しかし、彼らの凶悪な犯罪をとやかく言うより、政治不信をこそ解消すべきだという、さかしげな意見と共通していることを総理自身お認めになりますか。よつて起こる原因はもちろん究明されるべきであります。しかし、そのことと暴力行使という事実は、それが現象であつても、断じて許さるべきものではありません。原因

第三点以降、私は、国鉄再建の対策として具体的に問題を提起して質問をいたします。

第五に、冒頭申し上げましたように、国でこの入れもあつて、国内の輸送分担率は大きく変化し、国鉄はそのしわ寄せによつて膨大な赤字をかかえるのみでなく、その再建計画が重大な課題となつています。この際、政府は、国鉄の建設費の全額を国庫負担とし、国鉄に対し現物出資の方法をとるべきだと思います。それでこそ、国有鉄道の名にふさわしいものとなるのでありますが、関係大臣の御所見はいかがでしょう。

最後に、国鉄自体の経営努力についてお伺いします。

民有民営の企業等が料金、運賃の値上げを行なう場合は、あらゆる企業努力を尽くした上で値上げを考へるのが常識であります。問題の多い国鉄

まず、赤字線の問題であります。私は、赤字線を二つに分けて質問をしたい。

国民は国鉄に政治駅ができたり、政治停車駅ができることに政治不信を持ち、政治的赤字線に至つては、痛烈な非難を政治に加えていると思ひますが、赤字対策と再建策が重要な課題となつて

いる現在、どうでしょう。運輸大臣、ここで政治的赤字線は絶対につくらないと、国民の前に明確

第六に、当面する赤字対策のきめ手として、い

る現在、どうでしょう。運輸大臣、ここで政治的赤字線は絶対につくらないと、国民の前に明確

第六に、当面する赤字対策のきめ手として、い

る現在、どうでしょう。運輸大臣、ここで政治的赤字線は絶対につくらないと、国民の前に明確

がいずれにあるとも、民主国家、法治国家日本において暴力が是認されるはずは断じてありません。私は総理のことばじりをとらえるのではなく、不用意としても、いやしくも現職の総理が、わが国にとって絶対不変の暴力否定をそのるような発言をされたのは、断じて聞きのがすわけにはまいりません。会議録を読み直しても、ここで訂正される御意思があるかどうか伺いをしたい。

あわせて、暴力行為とを断たず、職場規律系乱その極に達しておる国鉄の経営姿勢をこのままにして、運賃値上げの筋目がはたして通るものかどうか、とくと御思案の上、所信を承って、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 中村君にお答えをいたします。

まず、総合交通体系との関係であります。今回の国鉄再建対策は、さきに取りまとめました総合交通体系、この考え方の趣旨に沿ったものであります。もちろん、これはきびしい環境、そのもとにおける反省からきておる。これはこの機会にはつきり申し上げておきます。すなわち、この対策は、その趣旨に沿って国鉄の役割りを十分に考慮し、国土の均衡ある発展を促進する施設として、新幹線鉄道の整備や在来線についての近代化、総合化、合理化を行なうことにより、国鉄の競争力の増大をはかり、近代的輸送機関への脱皮

をはかるものであります。

次に、物価の問題、また私鉄運賃等は経企庁長官からお答えをいたします。

次に、赤字線の建設についての問題。これは政治路線は、私もはつきりするようなものはないといたします。このことははつきり申し上げておきます。さらに詳細については、これは運輸大臣からお答えをいたします。

また、学割り等については文部大臣からお答えをいたします。その他、大蔵大臣から答えるものもあるかと思ひます。

次に、この公共企業体である国有鉄道を、公社を国営にしろと、非常にわかりいい表現で、これは完全国営、こういうことが考えられないか、こういう御提案でございます。ずいぶん、国鉄のあり方について、国営がよろしいか、いまのような公共企業体がよろしいか、あるいは民営ではどうか等々基本的な問題を考究してこれは戦後まいつておるのであります。しかし、現在のところ、現在のような経営形態が望ましい、こういうことで一応終止符を打ったと、かように私は考えております。したがって、いまの御提案は新しい問題だと、かように考えますので、そういう観点に立って、機会あるごとに、そういう基本的な問題も考究すべきだ、さように御了承をいただきたいと思ひます。

最後に、国鉄労使間において不信感が存在し、職場規律の破壊等が見られるに至ったことはまことに遺憾なことであります。悪化した国鉄財政を再建し、公共的使命を遂行していくためには、労使が協調し、全職員が一体となり、現在の危機を乗り越えていかなければならないと私は考えておるものであります。申し上げるまでもなく、国民の期待に沿う、こういう意味から申せば、労使双方がその職分を十分考えて、その使命に徹することが必要だと思っております。政府といたしましては、今後、このような問題が起こらない、また批判を受けるようなことがないように、一そう国鉄当局と職員とが十分話し合いを行ない、業務の円滑な遂行が確保されるよう、指導していく考えでございます。原因のいかんを問わず、また理由のいかんを問わず、暴力は否定するものであります。これは排除されなければならない、かように私は思っております。私の委員会における答弁を引き合ひに出されまして、ことに連合赤軍の例まで出されて、同じような考え方ではないか。これはとてもないことでございます。私は国鉄出身でもあります。私も、すでに戦後の組合発足当時のことを思い出しながら、何とかして、労使双方で十分の話し合いができるような、そういうような状態をつくりたい。当時のよき時代を思いながら、私がみずから反省し、それを率直に御注意申し上げたような次第でございます。誤解のないように。どんな理由によろうと、いかなる原因によろうと、暴力は否定されなければならない。そのことは間違ひありません。御安心いただきたい。

(拍手)

〔国務大臣丹羽喬四郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(丹羽喬四郎君) 私に対する御質問、一番のあれは、ただいま総理から御答弁もございましたとおり、政治路線、政治駅はつくらぬ、絶対につくらぬ決心で邁進したい次第でございます。それから、学割り、あるいは通学定期の問題でございます。これは、先般、今回の運賃改正にも、総理の御指示もございまして、据え置きました。いわゆる公共負担の是正はしないことにしている次第でございます。しかしながら、今日国鉄の財政が非常に赤字でございます。一般の公共負担の問題も是正に向かつておりまして、運輸政策審議会その他におきまして、強くこれを指摘されておるところでございますが、将来、ただいまお話でございますような方向で、ひとつ検討してみたいと、このように思っております次第でございます。

大体、私に対する御質問は以上であります。

〔国務大臣木村俊夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(木村俊夫君) 私に対する御質問、二つあると思ひますが、今回の国鉄運賃による消費者物価への影響、これは先ほどお答えしましたとおり、平年度ベースで〇・三四％程度でございます。今後、さらに物価安定のために各般の努力を推進いたしますほか、私鉄その他の便乗値上げ

は、厳にこれを抑制する方針でございます。

第二は、国鉄経営悪化の原因については、いろいろ考えられますが、お説のとおり、国鉄の輸送分担率の低下から収入が伸び悩んでおります。また、人件費の大幅な増高から、経費の著しい増大を見た等が大きなものと思われれます。国の基幹的な輸送手段としての国鉄本来の役割りを遂行させるためには、他の輸送手段との関連を十分考慮しながら、鉄道の特性を發揮すべきであると考えております。このような観点に立ちまして、すでに、昨年十二月に、総合交通体系についての基本的な考え方を明らかにし、漸次これを実施に移していきたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 国鉄再建の措置として、いまある累積債務全部のたな上げが必要であると思われれるという御意見でございましたが、これは、先ほど申し上げましたように、累積赤字による債務というものに限定することが実際は理屈に合うことだろうと思いますが、この際は、国鉄の全債務の約三分の二、六六%に及ぶ政府管掌の鉄道債と、それから政府保証の鉄道債と、この二つを合わせますという、ちょうど一兆九千五百億円、約二兆円に近い債務でございますが、これに対して事実上たな上げの措置をとったと同じような効果を与える措置をとるならば、私はこれは再建に対する助成措置としては相当思い切った措置の部類になるのではないかとというふうに考えま

す。全体の債務といいますが、さっき申しましたように、運賃収入の根拠になる営業財産をつくるための債務でございますので、これはもう健全な営業債務であつて、そこまでほんとうは助成策の範囲を広げるということとは、むしろ国民の負担を余分に増やせるということにもなるかと思うのですが、しかし、そういうことを言わないで、赤字という範囲に限らないで、国鉄債務の約三分の二、六六%をこの際措置するという措置で私はある程度十分であつて、この上に国鉄の再建ということについて国鉄自身が努力してもらえらるなら、これはやっぱり十年たつたら赤字を出さなくても済むような事態になるのではないかとというふうに考えておる次第でございます。(拍手)

〔国務大臣高見三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(高見三郎君) お答えいたします。中村先生御指摘の学割り定期割引、これにはいろいろの問題があると思ひます。ことに各種学校等につきましては考えなきゃならぬ問題があると思ひますが、私は、この学割り制度が五十数年にわたる歴史を持つておりますし、ことに父兄負担の軽減という見地から、文部大臣という立場で申しますならば、相なるべくは存続をしていただきたい。ただし、御指摘のいかかわしい各種学校につきましては、制度の改正等によりまして、新しい考え方を出していききたいと考えております。この点につきましては、国鉄当局とも、運輸大臣とも十分相談をいたしまして、前向きに前進

をいたしたいと存じております。(拍手)

○副議長(森八三二君) 須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、国鉄関係二法案について総理並びに関係大臣に質問をいたします。

今日、ますます重大となる物価問題に対し、政府が責任ある態度をとっているかどうかは、政府自身が決定権を持つ公共料金に対する態度によって明らかになることは、議論の余地のないところであります。

政府が今回、この公共料金の中心である国鉄運賃を大幅に引き上げ、みずから物価値上がり促進しようとすることは、政府の不誠実さを明白に示すものと言わなければなりません。政府は、消費者物価への影響は〇・四%にすぎないなどと強弁しておりますが、これこそ不誠実さを重ねて裏書きするものであります。国鉄運賃の大幅引き上げが、利用者に直接の打撃を与えるだけでなく、私鉄その他の交通料金をはじめ諸物価の値上がり

を激しくするものであることは、過去の実績に照らしても、また名古屋鉄道などに早くもあらわれている大幅値上げ申請の動きに照らしても明らかであります。政府は、物価安定のために、国鉄旅客運賃の引き上げをやめるべきだと思ふが、その誠意があるかどうか、答弁を求めるものであります。

特に重要なことは、政府が国鉄財政再建計画において、今後十年間に四回の値上げを見込むなど、運賃値上げを制度化しようとしていることでもあります。これこそは、公共料金についての物価安定政策会議の最近の提言や、これと同趣旨の経済企画庁の方針とも相まって、政府が公然と公共料金引き上げ政策をとり始めたことを物語るものであり、絶対に許すことはできません。政府は、公共料金だけを据え置くと、公共企業の経営が悪化するなどと宣伝しておりますが、これは、政府みずからが、その物価政策の破産を認めたことと言わなければなりません。総理、あなたはそれでも恥ずかしいとは思いませんか。物価安定の実効ある方法は、公共料金据え置きを堅持し、さらに進んで、インフレの抑制と大企業製品の独占価格引き下げを断行することであり、また、こうするならば、公共企業の経営を悪化させないで済むと考えるが、このような政策をとる意思がどうか、真剣な御答弁を求めます。

次に、国鉄の財政再建政策についてであります。政府は、国鉄の赤字や累積債務がばく大であることを口実として、わずかの財政措置と引きかえに、運賃値上げで六兆三千億円、国鉄職員十一万人の整理などで二兆四千億円、ローカル線や小駅の廃止、自治体への負担強要などで数兆円の収入を見込むなど、主として国民の負担によって将来の設備資金さえもまかなおうとしております。し

かし、国民には、このような犠牲を負わされる理由は何一つございせん。

国鉄の大幅な赤字の根本の理由の第一は、政府・国鉄当局が、国鉄法第一条、二条に定められた公共企業としての性格を踏みにじり、国鉄を少数の大企業に奉仕させているところにあります。公共企業としての国鉄の最大の任務は、広範な国民に、低廉、安全、便利、快適な輸送を提供するところにあります。ところが、政府、国鉄は、国民に対しては、旅客運賃をこの六年間に六七・二%も引き上げ、通勤・通学ラッシュ、さきの船舶の大惨事にもあらわれている安全無視の過密運転、ローカル線や小駅の廃止、国鉄労働者へのマル生運動や低賃金などを押しつけたが、鉄鋼、自動車、電気製品、セメント、石油などの大企業の貨物輸送に対しては、採算無視の安い料金、特別列車、専用線の費用負担など、至れり尽くせりのサービスにつとめております。これこそ国鉄が四十五年度に旅客輸送で五百億円の黒字を出しながら、貨物輸送で実に千八百億円もの赤字を出しているように、国鉄赤字の最大の原因であります。政府は受益者負担なるものを宣伝していますが、大企業こそ正当な負担もしない最大の受益者ではありませんか。政府は、国鉄財政の再建のために、大企業奉任の運賃体系を改め、旅客運賃を据え置いて、大企業の貨物運賃を適正な水準に引き上げるべきだと思ふが、御見解を伺います。

また、国鉄経営難の第二の要因は、政府が当然

なすべき財政措置を怠り、国鉄に過大な財政負担を押しつけているところにあります。本来、国鉄の公共性を維持するためには、必要な資金について国が財政上の措置をすべきことは、国鉄法第五条にも明らかであります。ところが政府は、資産三兆六千六百億円の国鉄にわずか八十九億円の出資をしているにすぎず、逆に独立採算性を押しつけて、過大な財政負担を国鉄に負わせております。現在、国鉄の累積債務が三兆一千億円のな

り、年間千八百億円もの利子、すなわち、今回の運賃引き上げによる年増収見込み千七百七十八億円を帳消しにするべく大なる利子が大銀行その他に支払わされているのは、政府の無責任きわまる政策の結果であります。政府は、何よりも、政府管掌債務の利子の全額はもとより、民間からの債務も財政資金で肩がわりして、その利子の全額をたな上げにすべきだと思ふが、実行されるかどうか。また、独立採算制をやめ、政府出資を大幅にふやし、さらに設備資金、改良資金についても大幅な財政支出を行なうべきであると思ふが、見解を承りたいと思ひます。

さらに、国鉄のいわゆる赤字の第三の要因は、国鉄当局の過大な減価償却、不公正な入札など、乱脈をきわめた経理、経営にあります。政府は、国鉄の理事、監事の任命を国会の承認事項として、利用者代表、労働組合代表を参加させ、また、長期計画、再建計画を国会の議決事項にするなど、国鉄の管理を民主化すべきだと思ふが、御

見解を伺いたいと思ひます。

最後に、今後の交通政策の根本について一言いたします。政府は、自動車、船舶などの競争を口実に、国鉄の今後の生きる道として、大企業本位、出血サービスの貨物輸送の増強と、高い料金、営利本位の新幹線の増強に設備投資の重点を置いております。しかし、独立採算制のもとで、旅客運賃値上げ、普通列車の間引き、ローカル線廃止、労働者首切りなど、国民の犠牲によって強行されるこのような交通政策が国鉄の真の再建になり得ないことは、現在の事態に照らしても、また、新しい十カ年計画がその最終年度に累積債務八兆円、十年間の支払い利子三兆三千億円を予想していることから明らかではありませんか。

わが党は、さきに述べた財政再建政策とともに、今後の国鉄の交通政策は、その重点を通勤・通学輸送の根本的な改善、過疎対策の柱としてのローカル線の改善、増強などを中心とする低廉、安全、便利、快適な公共大量輸送に置くべきであると思ふがどうでしょう。また、国鉄、地方公営交通など、公共大量輸送機関を優先する総合交通政策を実施し、自動車優先、私鉄優先などの大企業本位の交通政策を改めるべきだと思ひますが、御見解をただしまして、私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 須藤君にお答えをいたします。

政府は、従来から物価の安定、これを経済運営の最重要課題の一つとして、各般の施策を講じてきたところでありますが、最近、消費者物価の基調は比較的落ちつきを示しております。なお、公共料金につきましては、物価安定政策の一環として、従来からその引き上げを極力抑制的に取り扱ってまいりましたが、今後ともこの基本方針には変わりはありません。しかしながら、その長期にわたる固定化によりまして、公的サービスの質的低下や、量的減少を招き、国民の福祉を阻害するおそれのないよう配慮していくことも必要であります。このような考えのもとに、政府は、今回国鉄運賃など、その一部について財政措置を大幅に拡充することと合わせて、必要最小限度の改定を行なうこととした次第であります。したがって、国鉄運賃の値上げを取りやめる、さうなことはいたしません。

また、いわゆる管理価格問題につきましては、独占禁止法の厳格な運用等により、競争条件のその整備につとめるとともに、現在関係行政機関におきまして行なわれている実態調査の結果に即しつつ、対策のあり方について検討していく考えであります。(検討はかりじやないか)と呼ぶ者あり)十分検討いたしますから、御了承願います。

次に、須藤君から、今後の国鉄の使命についてお尋ねがありました。意見を交えてのお尋ねがありました。須藤君も御承知のように、モーター

昭和四十七年五月十七日 参議院會議録第十五号

ゼーションの進展を初めとし、最近における輸送

構造の改革は目ざましいものがありますが、私は
そうした中であつて、大量公共交通機関としての
国鉄が、国民生活及び国民経済に果たす役割りは、
今日もなお高く評価されていると考えておりま
す。国鉄の使命は、そうした国民の期待と負託に
こたえ、鉄道がその特性を発揮し得る、新幹線を
はじめとする都市間旅客輸送、中長距離大量貨物
輸送及び大都市通勤・通学輸送の三つの分野に重
点を置いて、たえず発展する社会の需要に即応し、
安全、便利、快適な輸送サービスをできるだけ低
廉に提供することであると思つております。この
点は、須藤君御指摘のとおりであります。

また、総合交通政策としても、国鉄、地方公營
交通等の大量公共交通機関が、基幹的な交通手段
として、その特性に応じたサービスを提供し、全
体として効率的で、安全かつ公害の少ない交通体
系の確立をはかるべきであると、かように考えて
おります。

以上、私からお答えいたしました。なお、運
輸大臣から不足分を補足していただきます。さ
らに、十分意見交換のできなかった点は、委員会
等において十分明らかにしたいと思ひます。
(拍手)

〔国務大臣丹羽喬四郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(丹羽喬四郎君) 私に対する御質問
は、貨物料金をもっと引き上げるべきではない
か、大資本に非常にやほり楽にされているのでは

ないか、こういうような御質問でございます。

実は、貨物料金につきましては、今回は、貨物
収入が非常に悪化しております。それらも勘案を
いたしまして、普通の旅客運賃の引き上げより
一・二％上の二四・六％にいたして、大幅な引き
上げをしている次第でございます。しかしなが
ら、ただいま御指摘がございましたが、貨物収入
の悪化の原因というのは、申しわけない次第でこ
ざいます。国鉄の貨物輸送の輸送方式がやはり
現在の需要に適應しないという点もござい
まして、そのために、その需要がよそへ逃げる
という点もございましたので、むしろ根本的に輸送
方式を改革するというのが一番重点なんです。

先ほども私、申し述べましたとおり、あるいは拠
点間輸送を十分にするために、小駅の統合である
とか、ヤードの整理であるとかというよりなこと
をいたしまして、直通貨物列車を増発するという
ような方式によりまして、需要を増していくこと
が一番大変なことであるというふうにお考
えておる次第でございます。そのうちほうにお
きまして貨物収入の改善をはかつてまいりたい、
こういふふうに思つておる次第でございます。

また、もう一つは、減価償却が過大過ぎるのじや
ないかということでございますが、減価償却につ
きまして、これは、私どもは、国鉄は公社でござい
ますが、公社の、一般の他の二公社の減価償却の
方法だけでなく、民間の会計の減価償却の方法等
とはほとんど同じ程度の減価償却をしておる次第で

ございまして、それらの点につきましては、過大

な見積もりをしましてことさらに赤字を出すとい
う原因をつくつておる次第ではございません。
御承知のとおり、今日におきましては、過疎過
密の状況が非常に進んでまいりまして、過密都市
におきましては、通勤、通学をはじめとしたしま
して、輸送力の増強を強く叫ばれておる次第でこ
ざいます。また、過疎の点につきましては、需要
の減少によりまして収入の悪化が非常に強く叫ば
れておる次第でございます。その間をいかに勘案
をいたしまして、国鉄としての陸上の国民の大動
脈としての使命を達成するかということ、せつ
かく今日、政府におきましても思い切つた出資あ
るいは助成をする、また、国鉄におきましては企
業努力を懸命にする、そしてまた国民の御協力
を願うということ、今回の審議をお願いしてい
る次第でございますから、よろしく御審議のほど
をお願いする次第でございます。(拍手、「答弁漏
れがありますよ。監事や理事の任命に対して国会
の承認を求めるといふことですよ。国鉄運営の民
主化の問題が抜けていますよ。」と呼ぶ者あり)

失礼いたしました。

国鉄の民主化で、国鉄の理事、委員等に消費者
代表も入れたらどうかというふうな御指摘と思う
次第でございますが、それらの点につきましては
は、政府が責任を持ちまして総裁を任命し、ま
た、理事その他の任命につきましても、極力適正
なる人選を行なつておる次第でございますが、具

体的の民意の反映につきましては、あるいは国鉄
諮問委員会、あるいは運輸政策審議会等におきま
して、利用者その他の皆さま方の意見が十分に反
映するように心がけている次第でございますが、
将来ともますますその方面の御意見を十分尊重い
たしまして、そして適正なる運営をしてまいり
たい、こういうふうに思ふ次第でございます。
(拍手)

○副議長(森八三二君) これにて質疑は終了いた
しました。

○副議長(森八三二君) 日程第二 世界保健機関
憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾につ
いて承認を求めるの件

日程第三 北西大西洋の漁業に関する国際条約
の改正に関する議定書の締結について承認を求め
るの件
(いずれも衆議院送付)

以上兩件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外務委員長八
木一郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条
の改正の受諾について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

国鉄運賃法及び日本国鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明) 世界保健機関憲章第二
十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件外一件

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月二十五日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正

第二十四条を次のように改める。

第二十四条

理事会は、三十の加盟国が任命した三十人で構成する。保健総会は、理事会の理事を任命する権利を有する加盟国を、衡平な地理的分布を考慮して選挙する。これらの加盟国は、それぞれ、理事会に対して、保健の分野において技術的資格を有する者を派遣しなければならない。この者は、代理及び顧問を帯同することができる。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条

前条の加盟国は、三年の任期で選挙され、再選されることができる。ただし、理事会の構成員の数を二十四から三十に増加するこの憲章の改正が

効力を生じた後に開催される最初の保健総会の会期において選挙された十四の加盟国のうち、くじびきによつて、二国の任期は一年、二国の任期は二年とする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月二十五日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件

北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書

千九百四十九年二月八日にワシントンで署名され、その後改正された北西大西洋の漁業に関する

国際条約（以下「条約」という。）の当事者である政府は、条約の改正の効力発生を促進することを希望して、次のとおり協定する。

第一条

条約第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

第十七条

1 締約政府又は委員会は、委員会の通常会議又は第二条6の規定に従つて招集される委員会の特別会議による審議及び決定のためこの条約の改正を提案することができる。その改正案は、決定のための会議の少なくとも九十日前に事務局長に送付されるものとし、事務局長は、これを直ちにすべての締約政府及び委員に送付する。

2 改正案の委員会による採択は、すべての締約政府の票の四分の三以上の多数による議決で行なう。採択された改正案は、寄託政府がすべての締約政府に送付する。

3 改正は、寄託政府がすべての締約政府の四分の三から書面による承認の通告を受領した旨を通告した日の後百二十日、すべての締約政府について効力を生ずる。ただし、寄託政府がその受領を通告した日の後九十日以内に、他のいずれかの締約政府が改正に対して異議を申し立てる旨を寄託政府に通告した場合に、改正は、いずれの締約政府についても効力を生じない。改正に対して異議を申し

立てた締約政府は、いつでもその異議を撤回することができる。改正に対するすべての異議が撤回された場合には、改正は、寄託政府が最後の異議の撤回を受領した旨を通告した日の後百二十日、すべての締約政府について効力を生ずる。

4 2の規定に従つて改正が採択された後条約の当事者となる政府は、当該改正を承認したものとみなす。

5 寄託政府は、すべての締約政府に対し、改正の承認の通告の受領、異議及びその撤回の通告の受領並びに改正の効力発生をすみやかに通告する。

第二条

1 この議定書は、条約の当事者であるすべての政府のため、署名及び批准若しくは承認又は加入のために開放される。

2 この議定書は、条約の当事者であるすべての政府から、批准書若しくは承認書がアメリカ合衆国政府に寄託され又は同政府が書面による加入の通告を受領した日に、効力を生ずる。

3 この議定書が署名のために開放された後に条約の当事者となる政府は、同時にこの議定書にも加入する。

4 アメリカ合衆国政府は、条約のすべての署名政府及び加入政府に対し、寄託されたすべての批准書又は承認書及び受領したすべての加入書並びにこの議定書が効力を生ずる日を通告す

昭和四十七年五月十七日 参議院會議録第十五号

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件外一件 土地改良法の一部を改正する法律案

四五八

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

土地改良法の一部を改正する法律案
第六十五回国会、第六十六回国会及び第六十七回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を可決したからこれを送付する。
昭和四十七年四月十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

土地改良法の一部を改正する法律案
土地改良法の一部を改正する法律
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条の二」を「第五十七条の三」に改め、「農業委員会、土地改良区、農業協同組合又は市町村の行」を削る。
第二条第二項中「行」を「行なう」次に改め、同項第一号中「かんがい排水施設」を「農業用排水施設」に改め、「必要な施設」の下に「(以下「土地改良施設」という。)」を、「変更」の下に「(あわせて一の土地改良事業として施行することと相当とするものとして政令で定める要件に適合する二以上の土地改良施設の新設又は変更(当該二以上の土地改良施設の新設又は変更を一体とした事業を含む。))とこれにあわせて一の土地改良事業として施行することと相当とするものとして政令で定める要件に適合する次号の区画整理、第三号の農用地の造成その他農用地の改良又は保全のために必要な事業とを一体とした事業を含む。)」を加え、同項第三号中「農用地間における地目交換の事業を含む、埋立て及び干拓を除く」を「農用地以外の土地の農用地への地目交換又は農用地間に

と結果を御報告申し上げます。

まず、世界保健機関憲章の改正は、近年、世界保健機関の加盟国が増加したことに伴って、機関の執行理事会の構成に關し、地域的配分が不均衡となりましたので、これを是正するため、理事会の構成員の数を現行の二十四から三十に増加することをおもな内容とするものであります。

次に、北西大西洋の漁業に關する国際条約の改正議定書について申し上げます。

この条約は、北西大西洋の漁業資源保存のため一九四九年に作成され、わが国を含む十五カ国が加盟しておりますが、改正規定を欠くため、これまで必要な改正がなかなか実施されないという事態を生じていたものであります。そこで、条約に新たに改正手続を明記して発効を容易にしようというものが、本議定書の内容であります。

これら両件に対する質疑の詳細は、會議録によつて御承知願います。

五月十六日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三二君) これより両件を一括して採決いたします。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 総員起立と認めます。

よつて、両件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(森八三二君) 日程第四 土地改良法の第一部を改正する法律案(第六十五回国会内閣提出、第六十八回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長 長高橋雄之助君。

千九百七十年十月九日

アイスランドのために

マグヌス・V・マグヌソン

千九百七十年十月六日

イタリアのために

エジディオ・オルトーナ

千九百七十年十月十六日

日本国のために

ノールウェーのために

アーネ・グンネン

千九百七十年十月六日

ポーランドのために

イェジー・ミハロフスキ

千九百七十年十月二十日

ポルトガルのために

ヴァシニコ・ヴィエイラ・ガリン

千九百七十年十月二十日

ルーマニアのために

コルネリウ・ボグダン

千九百七十年十月十九日

スペインのために

ハイメ・アルゲリウス

千九百七十年十月十九日

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

ユーリ・M・ヴォロソフ

千九百七十年十月二十日

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

ジョン・フリーマン

千九百七十年十月十五日

アメリカ合衆国のために

バーディック・H・ブリッティン

千九百七十年十月六日

デンマークのために

トルベン・ロンネ

千九百七十年十月十六日

フランスのために

シャルル・リュセ

千九百七十年十月十二日

ドイツ連邦共和国のために

ロルフ・パウルス

千九百七十年十月十二日

カナダのために

以上を証として、下名は、各自の全権委任状を寄託してこの議定書に署名した。

千九百七十年十月六日にワシントンで、英語によつて作成した。

おける地目交換の事業（埋立て及び干拓を除く。）及び当該事業とこれに附帯して施行することを相当とする土地の区画形質の変更の工事その他農用地の改良又は保全のために必要な工事の施行とを一体とした事業をいう」に改め、同項第五号中「その保全若しくは利用上必要な施設を」土地改良施設」に改める。

第三条第五項中「第五十条第一項の規定により譲与する土地を」第五十条第一項の道路等の用に供している土地の所有者としての団若しくは地方公共団体」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 換地計画において換地を定めない従前の土地若しくは換地計画において第七条第四項の非農用地区域内に換地を定めた従前の土地若しくはその換地の所有者若しくはこれらの土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者、第五十三條の二第一項若しくは第五十三條の二の三第一項（これらの規定を第八十九條の二第三項及び第九十六條の四において準用する場合を含む。）の規定により指定された土地の所有者若しくは当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者又は第五十四條の二第五項（第八十九條の二第十項及び第九十六條の四において準用する場合を含む。）の規定により土地を取得した者には、これらの者としては、第一項の規定を適用しない。

8 第五條第六項又は第七項（これらの規定を第四十八條第七項（第九十六條の三第五項において準用する場合を含む。）、第八十五條第五項、第八十五條の二第五項、第八十七條の二第六項、第八十七條の三第六項及び第九十六條の二第五項において準用する場合を含む。）の承認又は同意に係る土地（承認に係る土地にあつては、農用地及び第五十條第一項の道路等の用に供されている土地並びにこれらの土地以外の土地で、その承認に際し、その承認をした行政庁又は地方公共団体が農用地として利用する旨を

農業委員会に申し出たものを除き、同意に係る土地にあつては、その同意に際し、その同意をした第一項第三号又は第四号に該当する者が、（当該土地につき第五條第七項に掲げる権利を有する者が他に存するときは、その者の同意を得て、農用地として利用する旨を農業委員会に申し出た土地を除く。以下「特定用途用地」という。）についての第一項第三号又は第四号に該当する者には、当該特定用途用地又は当該特定用途用地を従前の土地とする換地についての同項第三号又は第四号に該当する者としては、同項の規定を適用しない。

第三條第四項中「第九十四條の八第六項」を「第九十四條の八第七項（第九十四條の八の二第六項において準用する場合を含む。）」に改め、「昭和二十七年法律第二百二十九條」を削り、「基き」を「基づき」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項又は第二項の規定の適用については、農地保有合理化法人（農地法昭和二十七年法律第二百二十九條）第三條第二項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。以下同じ。がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、農地保有合理化法人がその所有する農用地を貸し付けた場合において当該農用地が同法第七條第一項第十三号の指定を受けているとき、又は農地保有合理化法人がその借り受けている農用地を農地保有合理化促進事業（同法第三條第二項ただし書の農地保有合理化促進事業をいう。以下同じ。）の実施により貸し付けている間の間一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において農業委員会が省令の定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地保有合理化法人をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

第五條第一項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を目的とし、その他及び「その各

土地改良事業につきその施行に係る地域の重複その他を削り、同条第二項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を目的とし、その他を削り、「全体構成の下に」次項において同じ。を加え、「当る」を「当たる」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に、「前二項を」第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「掲げる事業」の下に「又は当該事業と他の事業とを一体とした同項第一号に掲げる事業」を加え、「農用地造成事業」というを「農用地造成事業等」と総称するに、「前項」を「第二項」に、「その農用地造成事業」を「その同条第二項第三号に掲げる事業」に改め、「地域」の下に「（以下「農用地造成地域」という。）を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の者は、同項の認可の申請をするに、前項の規定による公告をする前に、省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要につき市町村長の意見をきかなければならない。

第五條に次の一項を加える。
7 建築物の敷地、墓地、境内地その他の農用地以外の土地（前項に規定する土地を除く。）で政令で定めるものを含めて第一項の一定の地域を定めるには、その土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全員の同意がなければならぬ。
第六條の見出し中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に改め、同条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「当該農用地造成事業」を「当該農用地造成事業等」に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内に」ある土地についての「に、（農用地造成事業に参加する）」を「農用地造成事業等に参加する」に改め、同条第二項中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に改める。

第七條第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内に」ある土地について「に」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の工事に關する事項は、換地計画を定める土地改良事業でその施行に係る地域のうちに農用地以外の用に供する土地（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設の用に供する土地を除く。）として工事を施行する土地を含むものについては、その工事を施行する土地の区域（以下「非農用地区域」という。）とその他の土地の区域を分けて、それぞれにつき定めなければならない。

第八條第五項を同条第六項とし、同条第四項中「左の」を「次の」に改め、「場合」の下に「及び次項の規定に該当する場合」を加え、同項の次に次の一項を加える。

5 都道府県知事は、前条第四項に規定する土地改良事業に係る同条第一項の規定による申請については、当該土地改良事業計画において定められた非農用地区域が次に掲げる要件に適合する場合でなければ、第一項の規定により適当とする旨の決定をしてはならない。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域に特定用途用地その他農用地以外の土地で引き続き農用地として利用されないことが確実であることと見込まれるものが含まれる場合には、当該地域内における農用地の集約化その他農業構造の改善に資する見地からみて、当該非農用地区域がこれらの土地に代わるべき土地の区域として適切な位置にあり、かつ、妥当な規模をこえないものであること。

二 当該土地改良事業の施行に係る地域内で農業を営む者の生活上若しくは農業経営上必要な施設（その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設を除く。）の用に供する土地又は園

若しくは地方公共団体の計画からみて当該土地改良事業の施行に係る地域内に近く設置することが確実と見込まれる公用若しくは公共の用に供する施設(その土地改良事業によつて生ずる土地改良施設を除く)の用に供するための土地が新たに必要の場合には、当該非農用地が当該施設の用に供する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、適切な規模をこえないものであること。

三 前号に掲げる場合は、当該土地改良事業の施行に係る地域の自然的経済的社会的諸条件からみて当該地域内にある農用地の一部がその施行後において農用地以外の用途に供されることが見込まれる場合には、当該地域内において引き続き農用地として利用されるべき土地の効率的な利用を確保する見地からみて、当該非農用地がその農用地以外の用途に供することを予定する土地の区域として適切な位置にあり、かつ、適切な規模をこえないものであること。

第九條第一項中「前条第五項を」を「前条第六項に改め、同条第二項中「同条第五項を」を「同条第六項に改める。

第十八條第六項中「行」を「行なう」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、定款の定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することができる。

第十八條中第十七項を第十八項とし、第十一項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十項の次に次の一項を加える。

11 役員(設立当時の役員を除く)は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が総会において選任することができる。

第二十三條第三項中「禁」を「禁」に改める。

第三十六條第一項中「の規定を」を、第九十條第九項又は第九十一條第五項の規定に改め、同条第二項中「当つては」を「当たつては、地積、用水

量その他の客観的な指標により」に改め、同条第三項中「外」を「ほか、定款の定めるところにより」に改め、同条に次の二項を加える。

8 土地改良区は、第一項又は第三項の規定による場合のほか、定款の定めるところにより、都道府県知事の認可を受け、その行なう土地改良事業によつて利益を受ける者で省令で定めるものから、その者の受ける利益を限度として、その土地改良事業に要する経費の一部を徴収することができる。

9 都道府県知事は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見をきかなければならない。

第三十六條の次に次の一条を加える。

(特別徴収金)

第三十六條の二 土地改良区は、政令の定めるところにより、定款で、組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三條に規定する資格に係るものを当該土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供した場合を除く)には、当該組合員から、当該土地改良事業に要する費用のうち当該土地に係る部分の額から前条第一項の規定により当該費用に充てるためその土地につき賦課された金銭その他の額を差し引いて得た額の全部又は一部を徴収することができる。

2 土地改良区は、定款の定めるところにより、第九十條の二第二項、第五項若しくは第七項又は第九十一條の二第二項若しくは第五項において準用する第九十條第四項の規定により徴収される金銭に充てるため、その徴収の原因となつ

た行為をした組合員から、その徴収される金銭のうちその者に係る部分の額を徴収することができる。

第三十八條中「第三十六條第一項又は第三項を」を「第三十六條第一項、第三項若しくは第八項又は第三十六條の二に改め、以下を」を「第八十九條の二第三項の規定により徴収すべき仮清算金等を含む。以下」に改める。

第四十條第一項本文中「行」を「行なう」に改め、「都道府県知事の認可を受け」を削り、「起し」を「起こし」に改め、同項ただし書を削る。

第四十七條第一項中「第七條第四項を」を「第七條第五項」に改め、同条第二項中「第七條第五項を」を「第七條第六項」に改める。

第四十八條第二項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を目的とし、その他及び「その各土地改良事業につきその施行に係る地域の重複その他」を削り、同条第三項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を目的とし、その他を削り、「左の」を「次の」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「行おう」を「行なう」に、「第八條第五項を」を「第八條第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項前段中「第五條第五項、第七條第四項及び第五項を」を「第七條第五項及び第六項」に改め、「第五項の規定」の下に「(第三項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五條第三項、第六項及び第七項の規定)を加え、同項後段中「第五條第五項を」を「第五條第六項及び第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「農用地造成事業を」を「農用地造成事業等」に、「その施行に係る地域を」を「農用地造成地域」に、「第五條第四項を」を「第五條第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「農用地造成事業に係る土地改良事業計画に」を「農用地造成事業等に係る土地改良事業計画に」を、「地域がその農用地造成事業の施行に係る地域の」を「地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域

の全部又は」に改め、「又は新たに農用地造成事業を」を「農用地造成事業等でない事業を農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をし、又は新たに農用地造成事業等」に、「前項を」を「第三項又は前項」に、「その農用地造成事業の施行に係る地域を」を「農用地造成地域」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 土地改良区は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域の変更で省令で定める軽微なものをしようとする場合においては、当該変更について、その変更により新たに当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意及びその変更によりその変更後のその土地改良事業の施行に係る地域に該当しないこととなる地域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意をもつて前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意に代えることができる。

第五十條第一項中「かんがい排水路」を「用排水路」に改める。

第五十二條第七項中「第七條第四項及び第五項を」を「第七條第五項及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項の会議を」を「第五項の会議」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「所有権、地上権、永小作権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」を「第五條第七項に掲げる権利」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第五項とする。

この場合には、前項の規定によりきいた意見の内容を示さなければならない。

第五十二條第二項中「前項を」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一項の換地計画を定めるには、省令の定め

るところにより、次項の規定による議決前に、農用地の集団化に關する事業についての専門的知識及びその事業に係る実務の經驗を有する者で政令で定める資格を有するものの意見をきかなければならない。

第五十二条第一項の次に次の一項を加える。

土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けてそれぞれ前項の換地計画を定める場合において、必要があるときは、一の区に係る換地計画において、他の区の区域内にある土地を従前の土地として、これにつき換地を定め、又は定めないことができる。この場合には、その従前の土地とされた土地は、当該一の区以外のいずれの区に係る換地計画においても、従前の土地とすることができない。

第五十二條の二第三項中「前条第六項ただし書」を「前条第八項ただし書」に改め、同条第四項中「第八條第二項及び第五項」を「第八條第六項」に、同条第五項」を「同項」に改める。

第五十二条の三第一項中「第八条第五項」を「第

八条第六項に改め、同条第二項中「この場合において」の下に「同条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二條第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第五十三條第一項中「左に」を「次に」に、「第五十三條第三項」を「第五條第七項」に改め、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 当該換地が、特定用途用地を従前の土地とする場合にあつては当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内、特定用途用地以外の土地を従前の土地とする場合にあつては当該非農用地区域外の土地であること。

第五十三条第二項中「相殺することができない部分がある場合には」を、「当該換地を当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非

農用地区域外の土地に定める場合にあつては換地を当該非農用地区域外の土地に定める他の場合との比較において不均衡が生ずると認められるとき、当該換地を当該非農用地区域内の土地に定める場合にあつては当該換地及び従前の土地が同等でない」と認められるときは」に改める。

第五十三条の二を第五十三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十三條の二の三 土地改良区は、換地計画を

定める前に、前条第一項前段の規定による申出又は同意に係る土地（その土地について同項後段に規定する者があるときは、同項後段の規定によるこれらの者の同意を得たものに限る。）を、これを従前の土地とする換地を定めない土地として指定することができる。

2 前項の規定による指定については、第五十三
条の二第二項及び第三項の規定を準用する。この
場合において、同条第二項中「同項に規定す
る同意」とあるのは、「第五十三條の二の二第一

項の規定による申出又は同意」と読み替へるも

3 土地改良区は、第一項の規定による指定をした場合において、必要があると認めるときは、前条第二項に定めるところに準じて仮に算出した仮清算金を、清算金の支払の方法に準ずる方

法により支払うことができる。

第五十三條の次に次の一條を加える。

(非農用地区域内に換地する土地の指定)

第五十三條の二 土地改良区は、特定用途用地

外の土地につき、これを従前の土地とする換地を当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の土地に定めることについて前条第一項ただし書の規定による同意を得たときは、換地計画を定める前に、当該特定用途用地以外の土地を、これを従前の土地

とする換地を当該非農用地区域内に定めるべき土地として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その指定に係る土

地につき同項に規定する同意をした者に対しその旨を通知してするものとする。

3 土地改良区は、第一項の規定による指定を
たときは、遅滞なくその旨を公告しなければ
ならない。

第五十三條の三の見出し中「土地改良施設」

「土地改良施設等」に改め、同条第一項中「かんが排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は用上必要な施設」を「土地改良施設」に改め、「供

れるものをその下に、当該土地改良施設以外の
設で農業経営の合理化のために必要なもの（省
で定めるものに限る。）のうち、当該土地改良事
の施行に係る地域内で農業を営む者が主として

用し、かつ、その大部分が利用すると見込まれるものの用に供するための土地が新たに必要な場
 には、当該土地改良事業の計画において定めら
 た非農用地区域内の一定の土地を、それぞれ

加へ、同条第二項を次のように改める。

2 前項前段の場合には、当該換地計画において、土地改良区、市町村、農業協同組合その他の法令で定める者のうち、土地改良区が当該土

を取得することが適當と認める者を、その者を同意を得て、当該土地を取得すべき者としてめなければならぬ。

第五十三条の三に次の一項を加える。

3 第一項前段の場合には、第五十三条の二の第二項の規定を準用する。ただし、換地計画において第一項の土地改良施設の用に供される地を取得すべき者として定められる者が土地

第五十三條の三の次に次の一条を加える。

第五十三條の三の二 換地計画においては、第五十三條の二の二第一項の規定により換地を定

ない従前の土地がある場合には、その従前の地の地積を合計した面積をこえない範囲内で当該換地計画に係る土地改良事業計画において定められた非農用地区域内の一定の土地を、

地として定めないで、**第八条第五項第二号に**

定する施設の用に供する土地（前条第一項の省令で定める施設の用に供する土地を除く。）又は第八条第五項第三号に規定する農用地以外の用途に供することを予定する土地として定めることができる。この場合には、その土地は、その換地計画において、換地とみなされるものとする。

2 前項前段の場合には、第五十三条の二の二第

二項及び前条第二項の規定を準用する。
第五十三条の四第二項中「第五十二条第三項から第七項まで」を「第五十二条第四項から第九項まで」に改め、同項後段中「第五十二条第三項」を「第五十二条第五項」に改める。

第五十三條の五第三項、第四項及び第六項中「第五十二條第三項」を「第五條第七項」に改める。

第五十三條の六第一項中「第五十三條の二第二項」を「第五十三條の二の二第一項」に改め、「従前項」を「第五十三條の二の二第二項」に改め、

の土地」の下に「次項に規定する土地を除く。」を加え、「第五十二条第三項」を「第五条第七項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に、「同項に規定する従前の土地」を「これらの各項に

第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 土地改良区は、換地処分を行なう前において

て、第五十三条の二の第三項の規定により仮清算金が支払われた土地につき第五条第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及

び収益することを停止させることができる。この場合には、前項後段の規定を準用する。

第五十三条の七中「前条第一項」を「前条第一項第五十三條の七中「同項」を「これらの各項」に、若しくは第二項」に、

改め、「従前の」を削る。

第五十三条の八第一項及び第二項中「第五十二
条第三項」を「第五条第七項」に改め、同条第三項
中「第五十三条の二第二項」を「第五十三条の二の

二第二項」に、「第五十三條の三第二項」を「第五十

昭和四十七年五月十七日 参議院會議録第十五号

土地改良法の一部を改正する法律案

四六二

三条の第三項及び第五十三條の三の二第二項に改める。

第五十四條第一項中「第五十二條第三項を」第五條第七項に改め、同条に次の一項を加える。

6 第一項の換地処分、第三項の規定による届出、第四項の規定による公告及び前項の規定による通知は、第五十二條第二項の規定により、

一の区に係る換地計画において、他の区の区域内にある土地を従前の土地として、これにつき換地を定め、又は定めないこととした場合には、それぞれ、当該一の区に係る換地計画及び当該他の区に係る換地計画について同時にしなければならぬ。この場合には、これらの換地計画に係る換地処分は、第二項の規定にかかわらず、これらの換地計画に係る地域の全部について当該土地改良事業の工事が完了した後において、遅滞なくしなければならない。

第五十四條の二第四項中「第五十三條の二第二項を」第五十三條の二の二第二項に、「第五十三條の三第二項を」第五十三條の三第三項及び第五十三條の三の二第二項に改め、同条第五項中「第五十三條の三第一項を」第五十三條の三第一項又は第五十三條の三の二第一項に、「土地改良区」を「第五十三條の三第二項(第五十三條の三の二第二項)において準用する場合を含む。」の規定によりその換地計画において当該換地を取得すべき者として定められた者に改める。

第五十四條の三中「清算金の額と」の下に「第五十三條の二の三第三項の規定により支払った仮清算金又は」を加え、「又は支払った」を「若しくは支払った」に改める。

第五十六條第一項中「かんがい、排水施設を」農業用排水施設に、「行」を「行なう」に改め、同条第四項中「第二項を」第三項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 土地改良区は、その管理する農業用排水路その他の土地改良施設(土地改良区が委託を受けて管理するこれらの施設を含む。)が、市街化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化に伴い下水道その他の土地改良施設以外の施設の用に兼ねて供することが適当であると認められるに至つた場合には、関係地方公共団体、関係事業者その他の関係人に対し、当該土地改良施設を当該施設の用に兼ねて供すること及びその兼ねて供する場合における当該土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項につき協議を求めることができる。この場合において、当該土地改良施設がその土地改良区が委託を受けて管理するものであるときは、あらかじめ、その委託をした者の同意(その委託をした者が国又は地方公共団体である場合にはあつては、その承認)を得なければならない。

第五十七條中「かんがい、排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設(以下「土地改良施設」という。)」を「土地改良施設」に改める。

第五十七條の二第一項中「かんがい、排水施設を」農業用排水施設に改め、「当該土地改良事業計画で定めるものを除き」を削り、同条に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の認可をしたときは、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を公布しなければならない。

第二章第一節第三款第一目中第五十七條の二の次に次の一項を加える。

(予定外廃水の排除等のための措置)

第五十七條の三 土地改良区は、前条第一項の規定により管理規程を定めて管理する農業用排水路に、当該管理規程で予定する廃水以外の廃水が排出されることにより、当該農業用排水路の管理に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該管理規程の定めるところにより、当該廃水を排出する者に対し、その排出を停止することその他の必要な措置をとるべきことを求めることができる。

第六十八條第二項中「第十八條第十五項から第十七項まで」を「第十八條第十六項から第十八項まで」に改める。

第八十二條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 役員(土地改良区連合設立当時の役員を除く。)は、前項本文の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、総会で選任することができる。

第八十五條第二項中「二以上の土地改良事業を包括したもの」の施行を申請し、その他を削り、同条第三項中「農用地造成事業の施行を」農用地造成事業等の施行に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての」に改め、同条第四項中「農用地造成事業を」農用地造成事業等に、「第五項中「農用地造成事業の施行を」を「農用地造成事業等の施行に、」農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る農用地造成地域内にある土地についての」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の場合には、第五條第三項、第六項及び第七項の規定を準用する。

第八十五條の二第一項中「又は農業協同組合連合会を、農業協同組合連合会又は農地保有合理化法人に、」についての農用地造成事業を(農用地であつて、その農用地につき第三條第四項の規定により農地保有合理化法人が耕作又は養畜の業務を営む者とみなされるものを含む。以下「地方公共団体等有資格地」という。)について第二條第二項第三号に掲げる事業(以下「農用地造成事業」という。)に、「当該農用地造成事業の施行に係る地域内にある土地を権原に基づき使用し及び

収益している」を「当該地方公共団体等有資格地について第三條に規定する資格を有する」に改め、同条第二項中「前項を」第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公共団体等は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の農用地造成事業の計画の概要につき市町村長の意見をきかなければならない。ただし、市町村が当該申請をする場合には、当該市町村の長の意見については、この限りでない。

第八十五條の二を第八十五條の三とし、第八十五條の次に次の一項を加える。

第八十五條の二 市町村は、農業振興地域整備計画(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八條第一項又は第九條第一項の規定により定められた農業振興地域整備計画をいう。以下同じ。)を達成するため必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、その農業振興地域整備計画に定める土地改良事業を国又は都道府県が行なうべきことを、(その土地改良事業の施行に係る地域が二以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、当該関係市町村が共同して)国営土地改良事業にあつては農林大臣に、都道府県営土地改良事業にあつては都道府県知事に、それぞれ申請することができる。

2 市町村は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要(二以上の土地改良事業の施行を申請する場合に、その各土地改良事業に係る計画の概要及び省令で定めるときにあつては全体構成)及びこれらの土地改良事業により生ずる土地改良施設(省令で定めるものに限る。)がある場合にはその土地改良施設に係る予定管理方法等その他必要な事項を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域

四六三

昭和四十七年五月十七日 参議院會議録第十五号

土地改良法の一部を改正する法律案

四六四

2 国又は都道府県は、第八十五条第一項若しくは第八十五条の二第一項の規定による申請に基づいて行なう農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更(その変更により新たな地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域の全部又は一部となるものに限り)をし、又はこれらの規定による申請に基づいて行なう土地改良事業等による農用地造成事業等でないものを農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をし、又は第六項において準用する第四十八条第四項の三分の二以上の同意のほか、その計画の変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならぬ。

3 前項に規定する土地改良事業計画の変更については、その変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域につき第五十五条第五項の規定を準用する。

第八十七条の三第八項中「第八十六条第二項及び第三項を」を「前条第四項及び第五項に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「又は第五項を」を「第七項又は第十二項に、」前項において準用する第八十七条第四項から第六項まで」を「第六項、第十項又は前項において準用する第八十七条第五項から第七項まで」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第一項又は」を削り、「第八十六条第二項及び第三項並びに第八十七条第四項から第九項まで」を「第八十七条第五項から第十項まで並びに第四項及び第五項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第四項中「同項の規定による公告をする前に、その公告をする事項」とあるのは「第八十七条の三第十二項の規定により同項に規定する事項を示す前に、その示す事項」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係都道府県知事(その変更について第八十七条の三第十二項の規定により同意を得なければならない地方公共団体等である市町村の長を除く。）」と読み替へるものとする。

道府県知事(その変更について第八十七条の三第十二項の規定により同意を得なければならない地方公共団体等である市町村の長を除く。）」と読み替へるものとする。

第八十七条の三第六項を同条第十三項とし、同条第五項中「第八十五条の二第一項」を「第八十五条の三第一項に、」土地について権原に基づき使用及び収益をしている」を「地方公共団体等有資格地について第三項に規定する資格を有する」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第四項中「第八十五条の二第一項」を「第八十五条の三第一項」に、「土地を地方公共団体等が権原に基づき使用し及び収益している場合でその土地が当該地方公共団体等の第三項に規定する資格に係るものである」を「土地が地方公共団体等有資格地である」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項の次に次の七項を加える。

4 第一項に規定する土地改良事業計画の変更をするには、農林大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、同項の規定による公告をする前に、その公告をする事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議することとし、その土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林大臣の指定する者とその土地改良施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならぬ。

5 都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。

項、第八條第二項及び第三項、第四十八條第四項並びに第八十七條第五項から第十項までの規定を準用する。この場合において、第五條第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第四十八條第四項中「前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第八十七條の三第一項の三分の二以上の同意」と読み替へるものとする。

10 第七項の場合には、第八條第二項及び第三項並びに第八十七條第五項から第十項までの規定を準用する。

第八十八條の二中「左に」を「次に」、「行なう」を「行なう」に改め、同条第一号中「かんがい、排水施設」を「農業用排水施設」に改める。

第八十九條の二第二項中「第五十二條第二項から第五項まで」を「第五十二條第二項、第三項、第五項前段、第六項及び第七項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「内容」の下に「これに係る事前措置を含む。」を加え、「第五十三條の三」を「第五十三條の三の二」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五十三條の三第二項(第五十三條の三の二第二項において準用する場合を含む。)中「土地改良区、市町村」とあるのは「国又は都道府県、土地改良区、市町村」と、「土地改良区が」とあるのは「農林大臣又は都道府県知事が」と読み替へるものとする。

第八十九條の二第四項中「第八十七條第四項から第九項まで」を「第八十七條第五項から第十項まで」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第四項」を「第五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第五項中「第五十二條第三項」を「第五十二條第五項」に、「第八十七條第四項」を「第八十七條第五項」に改め、同条第六項中「第五十三條の二第一項」を「第五十三條の二の二第一項」に、「第五十二條第三項」を「第五十五條第七項」に改め、同条第十項中「前九項」を「前各項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に、「第五十四條の二第五項及び」を「同条第六項中「第一項の換地処分、第三項の規定による届出」とあるのは「第八十九條の二第九項の換地処分」と、」に改め、同項を同条第十項

とし、同項の次に次の三項を加える。

11 国又は都道府県は、第三項において準用する第五十三条の二の第三項、第八項において準用する第五十三条の八又は前項において準用する第五十四条の三の規定により、仮清算金、補償金、清算金その他の金銭(以下第十三項までにおいて「仮清算金等」という。)を土地改良区の地区内にある土地につき第五項第七項に掲げる権利を有する者に支払い、又はこれらの者から徴収する場合には、省令の定めるところにより、仮清算金等をこれらの者に支払い、又はこれらの者から徴収するのに代えて、これらの者に支払うべきすべての仮清算金等の額(第百二十三条第一項の規定により供託しなければならぬ金銭の額を除く。)を合計して得た額に相当する額の金銭をその土地改良区に支払い、又はこれらの者から徴収すべきすべての仮清算金等の額を合計して得た額に相当する額の金銭をその土地改良区から徴収することができる。この場合には、これらの者に係る仮清算金等の明細を明らかにして、その支払又は徴収の期日の相当期間前までにその旨をその土地改良区に通知しなければならない。

12 土地改良区は、前項の規定により金銭の支払を受けた場合には、省令の定めるところにより、その支払の通知に係る同項の仮清算金等の明細に従い、仮清算金等をその地区内にある土地につき第五項第七項に掲げる権利を有する者に支払わなければならない。

13 土地改良区は、第十一項の規定により徴収される金銭を国又は都道府県に納付した場合に、省令の定めるところにより、その徴収の通知に係る同項の仮清算金等の明細に従い、仮清算金等をその地区内にある土地につき第五項第七項に掲げる権利を有する者から徴収することができる。

第八十九条の二第八項中「第五十二條第三項を『第五條第七項』に改め、同項を同條第九項とし、

同條第七項中「前項」を「第六項」に、「第五十三條

の六第一項後段及び第二項を「第五十三條の六第一項後段及び第三項」に改め、「第五十三條の八の規定を「の下に」、前項の規定による使用及び収益の停止については第五十三條の六第一項後段及び第三項並びに第五十三條の七の規定を」を加え、同項を同條第八項とし、同條第六項の次に次の一項を加える。

7 農林大臣又は都道府県知事は、換地処分を行なう前において、第三項において準用する第五十三條の二の第三項の規定により仮清算金が支払われた土地につき第五項第七項に掲げる権利を有する者に対し、期日を定めて、その期日からその土地の全部について使用し及び収益することを停止させることができる。

第八十九條の二の次に次の一條を加える。

(清算金等の徴収)
第八十九條の三 国は、前條第八項において準用する第五十三條の八第二項若しくは第三項、前條第十項において準用する第五十四條の三又は前條第十一項の規定により徴収すべき金銭(以下この条において「清算金等」と総称する。)を納付しない者がある場合には、督促状により期限を指定してその支払を督促しなければならない。

2 国は、前項の規定による督促をした場合において、その督促を受けた者がその督促状で指定する期限までに清算金等を支払わないときは、その期限満了の日の翌日から清算金等の支払のある日までの日数に応じ、滞納額につき年十四・五パーセントの割合により計算した金額を延滞金として徴収することができる。

3 清算金等及び前項の延滞金は、国税滞納処分の例により処分することができる。この場合において、清算金等及び同項の延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第一項の規定による督促は、民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有す

る。

5 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十二條(書類の送達)、第三十八條第一項(繰上請求)、第六十二條(一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)、第六十三條(納税の猶予の場合の延滞税の免除)、第六十八條第三項(附帯税の額を計算する場合の端数計算等)及び第百十九條第四項(附帯税の確定金額の端数計算等)の規定は、清算金等の徴収について準用する。この場合において、同法第六十二條及び第六十三條中「延滞税」とあり、同法第百十八條第三項及び第百十九條第四項中「附帯税」とあるのは、「延滞金」と読み替へるものとする。

第九十條第二項中「国営土地改良事業」の下に「(市町村特別申請事業を除く。)」を加え、「前項の規定を「同項の規定に改め、同條第三項中「行」を「行なう」に、「外」を「ほか」に、「第九十四條の八第四項」を「第九十四條の八第五項(第九十四條の八の二第六項において準用する場合を含む。)」に改め、同條第五項中「国営土地改良事業」の下に「(市町村特別申請事業を除く。)」を加え、同條第七項中「第九十四條の八第四項」を「第九十四條の八第五項(第九十四條の八の二第六項において準用する場合を含む。)」に改め、同條第八項中「第八十七條の二第一項の規定により国が行なう同項第一号若しくは第二号の事業又は」を削り、「規定による国営土地改良事業」を「規定により国が行なう土地改良事業」に改め、「(第三項の規定による負担金に代えて第四項の規定により徴収するものを除く。)」を削り、同條第十項を同條第十一項とし、同條第九項中「又は第七項」を「第七項又は前項」に改め、同項を同條第十項とし、同條第八項の次に次の一項を加える。

9 第一項の都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の施設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部に含む土地改良事業で国が行なう市町村特別申請事業(以下「国営市町村特別申請事業」という。)と一体となつてその効果が生じ、又は増大するもの(以下この項において「関連土地改良事業」という。)を行なう者その他国営市町村特別申請事業によつて利益を受ける省令で定める者から、その者の受ける利益(関連土地改良事業を行なう者にあつては、その行なう関連土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三項に規定する資格を有する者が当該国営市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、同項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

第九十條の二を次のように改める。
(国営土地改良事業に係る特別徴収金)
第九十條の二 国、都道府県又は市町村は、国営土地改良事業(第八十七條の二第一項の規定により国が行なう同項第二号の事業、国営市町村特別申請事業及び第八十八條第一項の規定により国が行なう土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ。)の施行に係る地域内にある土地につき第三項に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の完了につき第百十三條の二第三項の規定による公告があつた日(その日前に、農林大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日)以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際にすでに当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとな

昭和四十七年五月十七日 参議院會議録第十五号

土地改良法の一部を改正する法律案

四六六

つては、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で)特別徴収金を徴収することができる。

2 前項の場合(市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く)には、前条第四項の規定を準用する。

3 第一項の特別徴収金の額は、国が徴収するものにあつては、国営土地改良事業に要した費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該国営土地改良事業につき前条第一項の規定により都道府県が負担する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、都道府県が徴収するものにあつては、国営土地改良事業につき同項の規定により都道府県が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額から当該国営土地改良事業につき同条第二項、第四項又は第五項の規定により都道府県が徴収する負担金のうち当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、市町村が徴収するものにあつては、国営土地改良事業につき同条第五項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額と当該土地に係る部分の額として政令の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とする。

4 国、都道府県又は市町村は、第八十七条の二第一項の規定により国が行なう同項第二号の事業により造成された土地を第九十四条の八第五項(第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む)の規定により取得した者又はその

の承継人が、これらの規定による土地の取得があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を第九十四条の八第四項(第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む)の規定により公告されたその土地の用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供したため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際にすでに当該土地が災害等により当該国連土地改良事業による利益を受けていないものとなつていない場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で)特別徴収金を徴収することができる。

5 前項の場合(市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く)には、前条第四項の規定を、前項の特別徴収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「同条第二項、第四項又は第五項」とあるのは「同条第三項から第五項まで」と、「同条第六項」とあるのは「同条第七項」と読み替へるものとする。

6 国又は都道府県は、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部を含む土地改良事業で、国営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するもの(以下この項において「国連土地改良事業」という)の施行に係る地域内にある土地(当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限り)につき第三条に規定する資格を有する者が、当該国連土地改良事業の完了につき第百十三条の二第二項又は第三項の規定による公告があつた日以後八年を経過する日までの間に、当該土地を当該国連土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(政令で定める用途を除く。以下この項において「目的外用途」という)に供するため所有権の移転等をし

た場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く)には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際にすでに当該土地が災害等により当該国連土地改良事業による利益を受けていないものとなつていない場合その他政令で定める場合を除き、その者から、政令の定めるところにより、(都道府県及び市町村にあつては、条例で)特別徴収金を徴収することができる。

7 前項の場合には前条第四項の規定を、前項の特別徴収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「国営土地改良事業」とあるのは「国営市町村特別申請事業」と、「同条第二項、第四項又は第五項」とあるのは「同条第九項と読み替へるものとする。

8 第一項、第四項、第六項又は第二項、第五項若しくは前項において準用する前条第四項の規定による処分についての異議申立てについて、同条第十項及び第十一項の規定を準用する。

9 国が徴収する第一項、第四項又は第六項の特別徴収金(これらの特別徴収金に代えて第二項、第五項又は第七項において準用する前条第四項の規定により徴収する金銭を含む)の徴収については、第八十九条の三の規定を準用する。

第九十一条第一項及び第二項中「都道府県営土地改良事業」の下に「(市町村特別申請事業を除く)」を加え、同条に次の一項を加える。
5 都道府県は、政令の定めるところにより、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部を含む土地改良事業で都道府県が行なう市町村特別申請事業(以下「都道府県営市町村特別申請事業」という)と一体となつてその効果が生じ、又は増大するもの(以下この項に

において「国連土地改良事業」という)を行なう者その他都道府県営市町村特別申請事業によつて利益を受ける者から、その者の受ける利益(国連土地改良事業を行なう者にあつては、その行なうる国連土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が当該都道府県営市町村特別申請事業によつて受ける利益の合計)を限度として、地方自治法第二百二十四条の分担金を徴収することができる。

(都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十一条の二 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業(都道府県営市町村特別申請事業及び第八十八条第一項の規定により都道府県が行なう土地改良事業を除く。以下この項及び第三項において同じ)の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という)に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く)には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

2 前項の場合(市町村が特別徴収金を徴収する場合を除く)には、第九十条第四項の規定を準用する。
3 第一項の特別徴収金の額は、都道府県が徴収するものにあつては、都道府県営土地改良事業に要する費用のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額から当該都道府県営土地改良事業につき前条第一項若しくは第二項又は同条第四項において準用する第九十条第四項の規定により都道府県が徴収する分担金又は負担金のうち当該

土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とし、市町村が徴収するものにあつては、都道府県営土地改良事業につき同条第二項の規定により市町村が負担する負担金のうちその徴収に係る土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額から当該都道府県営土地改良事業につき同条第三項の規定により市町村が徴収する分担金のうち当該土地に係る部分の額として条例の定めるところにより算定される額を差し引いて得た額を限度とする。

4 都道府県は、政令の定めるところにより、条例で、土地改良施設の新設若しくは変更を内容とし、又は内容の一部を含む土地改良事業で、都道府県営市町村特別申請事業と一体となつてその効果が生じ又は増大するもの（以下この項において「関連土地改良事業」という。）の施行に係る地域内にある土地（当該都道府県営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限り。）につき第三条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該関連土地改良事業計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

5 前項の場合には第九十条第四項の規定を、前項の特別徴収金の額については第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「都道府県営土地改良事業」とあるのは「都道府県営市町村特別申請事業」と、同条第一項若しくは第二項又は同条第四項において準用する第九十条第四項とあるのは「前条第五項」と読み替へるものとする。

6 第一項、第四項又は第二項若しくは前項において準用する第九十条第四項の規定による処分

についての異議申立てについては、同条第十項及び第十一項の規定を準用する。

第九十二条中「行つた」を「行なつた」に、「第九十条第六項」を「第九十条第六項若しくは第九項」に、「第九十一条第三項」を「第九十一条第三項若しくは第五項」に改める。

第九十三条の次に次の二条を加える。

（管理規程）

第九十三条の二 国又は都道府県は、第二項第二項第一号の事業のうち農業用排水施設又は農用地の保全上必要な施設（これらの施設のうちの省令で定めるものを除く。）の管理（委託を受けて行なうこれらの施設の管理を含む。）を行なう場合には、省令の定めるところにより、（都道府県に於ては、条例で）当該事業の実施細目について、当該事業の実施前に管理規程を定めなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により管理規程を定めたときは、省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を公告しなければならない。管理規程を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（予定外廃水の排除等のための措置）

第九十三条の三 国又は都道府県が管理規程を定めて農業用排水路の管理（委託を受けて行なう管理を含む。）を行なう場合には、第五十七条の三の規定を準用する。

第九十四条の三 第一項中「政令で定める土地改良施設」を「政令で定める基幹的な土地改良施設以外の土地改良施設」に改め、「その他の物件」の下に「（次条において「一般土地改良施設に係る土地等」という。）」を加える。

第九十四条の四 中「左に」を「次に」、「土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件（以下この条において「土地改良施設に係る土地等」という。）」を「一般土地改良施設に係る土地等」に改め、同条第一号中「土地改良施設」を「一般土地改良施設」に改め、同条第二号

中「土地改良施設」を「一般土地改良施設」に、「但し」を「ただし」に、「外」を「ほか」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十四条の四の二 農林大臣は、その管理する土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用させ、又は収益させることができる。

2 農林大臣は、第九十四条の三第一項の政令で定める基幹的な土地改良施設で国営土地改良事業によつて生じたものを発電事業、水道事業その他の公共の利益となる事業の用に兼ねて供するため特別の必要がある場合には、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、これらの事業を行なう者に對し、その土地改良施設を構成する土地改良財産たる土地又は工作物その他の物件の共有持分を与えることができる。この場合には、農林大臣は、あらかじめ、これらの事業を行なう者と協議して、その者に与えるべき共有持分、その対価の額及び支払方法、その土地改良施設の管理の方法、その管理に要する費用の分担その他必要な事項を定めなければならない。

3 前項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件が、第九十条第一項の規定により都道府県に費用の一部を負担させた国営土地改良事業によつて生じた土地改良施設を構成する土地改良財産である場合には、国は、政令の定めるところにより、当該都道府県に對し、当該土地又は工作物その他の物件につき前項後段の協議により定められた共有持分の対価の一部を交付金として交付することができる。

4 第二項の規定により共有持分を与えた土地又は工作物その他の物件については、その用途が廃止されるまでの間は、分割を請求することができない。

第九十四条の七 中「前六条」を「第九十四条から前条まで」に、「外」を「ほか」に改める。

第九十四条の八 第一項中「行なう」を「行なう」に、「基幹」を「基幹」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次条第三項の規定により農地保有合理化法人に配分される埋立予定地については、この限りでない。

第九十四条の八 第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第三項中「自作農として農業に精進する見込のあるもの」のうちから「その者に配分することが農用地保有の合理化及び農業経営の近代化を図るために」に、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第五号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 農林大臣は、前項の規定により配分通知書を交付したときは、遅滞なく、省令の定めるところにより、その交付に係る配分通知書に記載された同項第一号から第五号までに掲げる事項を公告しなければならない。

第九十四条の八の次に次の一条を加える。

第九十四条の八の二 農林大臣は、埋立予定地の全部又は一部及びその周辺の地域をその事業実施地域に含む農地保有合理化法人がある場合には、省令の定めるところにより、その埋立予定地に係る前条第一項の規定による公告前に、当該農地保有合理化法人に對し、その埋立予定地の所在、予定配分面積及び当該公告の予定日を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知に係る埋立予定地につき第六項において準用する前条第五項の規定により所有権を取得しようとする農地保有合理化法人は、省令の定めるところにより、当該埋立予定地及びこれにつき造成される埋立地又は干拓地（以下「埋立予定地等」という。）の使用及び処分に関する計画を定め、その通知に係る前条

第一項の規定による公告の予定日前に、その計画を記載した書面を添附して、配分申込書を農林大臣に提出しなければならない。

3 農林大臣は、前項の規定により農地保有合理化法人から配分申込書の提出があつた場合において、その配分申込書に添附された同項の書面を審査して、その提出をした農地保有合理化法人に埋立予定地を配分することがその埋立予定地の周辺の地域における農業経営の規模の拡大、農用地の集約化その他農用地の保有の合理化を促進するために適当であると認めるときは、当該農地保有合理化法人に前条第三項各号に掲げる事項を記載した配分通知書を交付する。

4 前項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添附した第二項の書面の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、省令の定めるところにより、農林大臣の承認を受けなければならない。

5 第三項の規定により配分通知書の交付を受けた農地保有合理化法人は、その交付に係る埋立予定地の配分申込書に添附した第二項の書面の記載事項（前項の承認を受けてこれを変更した場合）には、その変更後の記載事項に従い、埋立予定地等を使用し、又は処分しなければならない。

6 第三項の規定による配分通知書の交付があつた場合には、前条第四項から第八項までの規定を準用する。

第九十五条第一項中「若しくは農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人（政令で定めるものを除く。以下この節において同じ。）に、「行なう」を「行なう」に改め、同条第二項中「若しくは農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人に、「又は農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会又は農地保有合理化法人」に改

め、「総会の議決」の下に「（総会を置かない農地保有合理化法人にあつては、省令で定めるその機関の議決又は決定とする。以下この節において同じ。）を加え、二以上の土地改良事業を包括したものを行し、その他を削り、「所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」を「第五十七条に掲げる権利」に改め、同条第三項中「場合」の下に「第五十三条第三項を加え、同条第五項中「構成する者」の下に「社団たる当該農地保有合理化法人の社員」を加える。

第九十五条第二項中「行なう」を「行なう」に、「又は農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会又は農地保有合理化法人」に改め、同条第二項中「二以上の土地改良事業を包括したものを行し、その他を削り、「所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」を「第五十七条に掲げる権利」に、「且つ」を「かつ」に、「又は農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会又は農地保有合理化法人」に改め、同条第三項中「第四十八条第六項前段及び第七項から第九項までの規定を、第七項第五項及び第六項、第八項、第九項、第十項第一項及び第五項並びに第四十八条第四項及び第八項から第十項までの規定（第二項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五項第三項の規定）に、「同条第六項前段中、第五項第五項、第七項第四項及び第五項」とあるのは「第七項第四項及び第五項」と、同条第九項を「第八項第一項、第四項第二号及び第六項中、第三款とあるのは「規約で、第四十八条第四項中、第三款に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意」とあり、「組合員の三分の二以上の同意」とあるのは「第五項第七項に掲げる権利を有するすべての者の同意」と、前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十五条第二項の同意」と、同条第十項に、「及び第九十五条第二項の同意をした者」を、社団たる当該

農地保有合理化法人の社員及び第九十五条第二項の同意又は同条第三項において準用する第四十八条第四項の同意をした者」に改める。

第九十六条中「行なう」を「行なう」に、「第五十二条第一項から第三項まで、第六項及び第七項」を「第五十二条第一項から第五項まで、第八項及び第九項」に、「第五十五条まで、第五十七項、第五十七項の二を、第五十五条まで、第五十六項第二項、第五十七項から第五十七項の三まで」に、「第五十二項第三項中」を「第五十二項第五項中」に、「所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利」を「第五項第七項に掲げる権利」に、「第五十二項第三項中」を「第五十二項第五項中」に、「第五十二項第三項から第七項まで」とあるのは「第五十二項第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二項第四項、第五項、第八項及び第九項並びに」に改める。

第九十六条の二第二項中「二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「農用地造成事業の施行」を「農用地造成事業等の施行」に、「農用地造成事業に係る」を「農用地造成事業等に係る」に改め、同条第四項中「農用地造成事業」を「農用地造成事業等」に、「第五項第四項」を「第五項第五項」に改め、同条第五項中「場合」の下に「第五項第六項及び第七項」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第五項第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは、「当該土地改良事業の施行に係る地域に含めるには」と読み替へるものとする。

第九十六条の三第二項中「二以上の土地改良事業を包括したものを施行し、その他を削り、第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項の市町村は、農用地造成事業等に係る土地改良事業計画の変更（その変更により新たに

な地域がその農用地造成事業等に係る農用地造成地域の全部又は一部となるものに限り、）をし、又は農用地造成事業等でない事業を農用地造成事業等とするために土地改良事業計画の変更をしようとする場合には、前項の三分の二以上の同意及び土地改良法の同意のほか、その計画の変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域内にある土地についての農用地外資格者についてその全員の同意を得なければならない。

4 前項に規定する土地改良事業計画の変更については、その変更により新たに農用地造成地域の全部又は一部となる地域につき第五項第五項及び第六項の規定を準用する。

第九十六条の三第五項中「第四十八条第六項前段及び第七項から第九項まで」を「第四十八条第四項及び第七項から第十項まで」に、「第四十八条第六項前段中、第五項第五項、第七項第四項及び第五項」とあるのは「第七項第四項及び第五項」に、「第四十八条第四項中、前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意」とあるのは「第九十六条の三第二項の三分の二以上の同意」と、同条第七項中「第三項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五項第三項、第六項及び第七項」とあるのは「第九十六条の三第二項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第五項第六項及び第七項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第九十六条の四「行なう」を「行なう」に改め、「第三十六條第一項及び第四項から第七項まで」の下に、「第三十六條第二項」を加え、「第五十二條から第五十五條まで」を「第五十二條第一項から第三項まで、第五項前段及び第六項から第九項まで、第五十二條の二から第五十五條まで」に、「第五十七條の二から第六十五條まで」を「第五十七條の二から第六十五條まで、第五十七條の三から第六十五條まで」に改め、「この場合において、第三十六條第一項」の下に「及び第三十六條の

第二項を加え、「第四十九条第一項を第三十六條の第二項中「組合員が、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地でその者の第三條に規定する資格に係るものを」とあるのは「土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有する者が、その第三條に規定する資格に係る土地を」と、「当該組合員」とあるのは「その者」と、第四十九条第一項に、「第五十二条第四項を「第五十二条第六項に、「同条第五項を「同条第七項に、「第五十七条の第二項」を「第五十二条の第三項中「前条第二項に掲げる技術者」とあるのは「第五十二条第四項に掲げる者」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とあるのは「前条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同条第六項」とあるのは「前条第六項」と、第五十三条の第四項中「第五十二条第四項から第九項まで及び」とあるのは「第五十二条第五項前段及び第六項から第九項まで並びに」と、第五十七條の第二項に改める。

「第三章 農業委員会、土地改良区、農業協同組合又は市町村の行い交換分合を第三章 交換分合」に改める。

第九十九条第二項中「第五十二条第三項から第五項まで」を「第五十二条第五項前段、第六項及び第七項」に改める。

第一百條の見出し中「農業協同組合」を「農業協同組合等」に改め、同条第一項中「農業協同組合」の下に又は農地保有合理化法人(政令で定めるものを除く。以下この章において同じ。))を加え、「行おう」と「行なう」に改め、「総会の議決」の下に「(總會を置かない農地保有合理化法人にあつては、省令で定めるその機關の議決又は決定)を加える。

第一百條の第二項中「第五十二条第四項を「第五十二条第六項に、「第五十二条第五項を「第五十二条第七項」に改める。

第一百八條第一項中「農業協同組合」の下に「農地保有合理化法人」を加える。

昭和四十七年五月十七日 参議院會議録第十五号

土地改良法の一部を改正する法律案

第一百十一條の二十三中「第十八條第十一項から第十五項まで」を「第十八條第十二項から第十六項まで」に、「第十八條第十五項を「第十八條第十六項に、「第十八條第十五項から第十七項まで」とあるのは「第十八條第十五項を「第十八條第十六項から第十八項まで」とあるのは「第十八條第十六項」に改める。

第一百十六條中「第八十九條の第二項第九項を「第八十九條の第二項第十項に、「但し」を「ただし」に改める。

第一百十七條中「第九十四條の八第一項及び第四項を「第九十四條の八第一項及び第五項(第九十四條の八の二第六項において準用する場合を含む。))」に改める。

第一百十八條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中土地改良区の下に又は連合会を加え、同項第四号中第五條第一項の下に、「第九十五條第一項若しくは第九條第一項を加え、「第九十五條の第二項」を「第八十五條の第三項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第九十五條第一項の規定により数人共同して土地改良事業を行なう者又は同項若しくは第九條第一項の規定により土地改良事業を行なう農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人の役員

第一百十八條第二項中「前項第四号」の下に「又は第五号」を加え、同条第四項中「同項第四号」の下に「又は第五号」を加え、同条第五項中「土地改良区」の下に「若しくは連合会」を加え、「又は第四号」を「第四号の数人共同して土地改良事業を行なう者、農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地保有合理化法人又は第五号」に改め、同条第六項中「第一項第一号から第三号までの者」を「第一項各号に掲げる者」に改める。

第一百二十二條第二項中「第四十八條第八項」を「第四十八條第九項に、「第八十七條第四項(第八十七條の二第四項及び第八十七條の三第六項にお

いて準用する場合を含む。))」を「第八十七條第五項(第八十七條の二第六項並びに第八十七條の三第六項、第十項及び第十三項において準用する場合を含む。))」に、「但し」を「ただし」に改める。

第一百二十三條の二中「第五十三條の六第一項(第九十六條及び第九十六條の四において準用する場合を含む。))若しくは第八十九條の二第六項を「第五十三條の六第一項若しくは第二項(これらの規定を第九十六條及び第九十六條の四において準用する場合を含む。))若しくは第八十九條の二第六項若しくは第七項」に改める。

第一百二十五條の二中「第二條第二項第二号の土地改良事業」の下に「当該事業と他の事業とを一体とした同項第一号の土地改良事業を含む。))」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第一百三十六條第二項中「第五十二条第三項」を「第五十二条第五項」に改める。

第一百三十九條中「損」を「き損」に改める。

第一百四十條及び第一百四十一條第一項中「賄」を「賄う」に改める。

第一百四十四條の次に次の一條を加える。

第一百四十四條の二 第九十四條の八の二第四項又は第五項の規定に違反した農地保有合理化法人の役員は、三万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (土地改良区の設立等に関する経過措置)

この法律の施行前にした改正前の土地改良法(以下「旧法」という。))第五條第二項の規定による公告に係る土地改良区の設立については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした旧法第八十五條第二項、第八十七條の二第三項、第九十五條第二項又は第九十六條の二第二項の規定による公告に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

お従前の例による。

4 この法律の施行前にした旧法第八十五條の二第一項の規定による申請に係る土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした旧法第四十八條第三項、第八十七條の三第一項、第九十五條の二第二項又は第九十六條の三第二項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は土地改良区に係る新たな土地改良事業の開始の手續については、なお従前の例による。

(特別徴収金に関する経過措置)

6 この法律の施行前に旧法により開始の手續が完了した土地改良事業若しくはこの法律の施行前に旧法により設立の手續を完了した土地改良区がその設立に際し施行することを目的とする土地改良事業又は附則第二項の規定により従前の例によつて設立される土地改良区がその設立に際し施行することを目的とする土地改良事業若しくは前第三項の規定によりその開始の手續について従前の例によるものとされる土地改良事業(これらの土地改良事業のうち国が行なう埋立て又は干拓(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号))により行なうものその他国の所有に属する土地について行なうものに限る。))を除く。))については、改正後の土地改良法(以下「新法」という。))第三十六條の二第一項(新法第九十六條の四において準用する場合を含む。))及び第二項、第九十條の二並びに第九十一條の二の規定は、適用しない。

7 この法律の施行前に旧法第九十四條の八第三項の規定により交付された配分通知書に記載された埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地に係る特別徴収金については、新法第九十條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(換地に関する経過措置)

8 この法律の施行前にした旧法第五十二条第一

昭和四十七年五月十七日 参議院會議録第十五号

土地改良法の一部を改正する法律案 小規模企業共済法の一部を改正する法律案外一件

四七〇

項の認可の申請に係る換地計画で、この法律の施行の際現にこれに対する認可又は不認可の処分がされていらないものの処理については、なお従前の例による。

9 旧法第五十三条の第三項(旧法第八十九条の第二項、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)の規定により前項に規定する換地計画において定められた換地の取得については、なお従前の例による。

10 この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間に換地計画を定め、又は変更する場合に、新法第五十二条第四項(新法第五十三条の四第二項(新法第九十六条において準用する場合を含む。))及び第九十六条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、新法第五十二条第四項に規定する者の意見をきかなくともよい。

11 前項の規定により新法第五十二条第四項に規定する者の意見をきかないで定められ、又は変更された換地計画の適否の決定及び異議の申出の決定については、新法第五十二条の第二項及び第五十二条の第三項(これらの規定を新法第五十三条の四第二項(新法第九十六条において準用する場合を含む。))及び第九十六条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 (農業用排水施設等の管理に関する経過措置) 土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会、数人共同して土地改良事業を行なう者又は市町村は、この法律の施行の際現に新法第五十七條の二第一項(新法第八十四条、第九十六条及び第九十六条の四において準用する場合を含む。)に規定する事業を行なっている場合には、この法律の施行の日から起算して六月以内に、これらの規定に適合するように管理規程を変更し、都道府県知事の認可を受けなければならない。

13 国又は都道府県は、この法律の施行の際現に

新法第九十三条の二第二項に規定する事業を行なっている場合には、この法律の施行の日から起算して六月以内に、同項の規定により管理規程を定めなければならない。

(地方税法の一部改正)

14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の五第一項中「第九十四条の八第四項」を「第九十四条の八第五項」に改める。

第七十三条の六第一項中「換地の取得」の下に「政令で定める換地の取得を除く。」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

15 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第三号及び第六十四条第一項第三号中「第八十九条の二第九項」を「第八十九条の二第十項」に、「第五十三条の二第一項」を「第五十三条の二の二第一項」に改める。

(特定土地改良工事特別会計法の一部改正)

16 特定土地改良工事特別会計法(昭和三十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがい排水施設」を「農業用排水施設」に改める。

第三条中「法第九十条の二第二項」を「土地改良工事に係る法第九十条の二」に改め、「貸付料」の下に、「土地改良工事によつて生じた土地改良施設に係る法第九十条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価を加え、「同項」を「第十四条第一項に改め、「直接要する費用」の下に、「当該共有持分の付与に伴う法第九十四条の四の二第三項の規定による交付金」を加える。

加える。

第六條第二項中「第十二條第二号」を「第十二條第一項第二号」に改める。

第十一條の二中「法第九十条の二第一項の規定による徴収金」を「土地改良工事に係る法第九十条の二の規定による徴収金」に改める。

第十二條に次の一項を加える。

2 土地改良工事によつて生じた土地改良施設に係る法第九十四条の四の二第二項の規定による共有持分の付与の対価は、土地改良工事に要する費用で国庫が負担するもの及び当該共有持分の付与に伴う同条第三項の規定による交付金の財源に充てるものとする。

(水資源開発公団法の一部改正)

17 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條の三中「第四十八條第八項」を「第四十八條第九項」に、「第八十七條第四項(第八十七條の二第四項及び第八十七條の三第六項において準用する場合を含む。))」を「第八十七條第五項(第八十七條の二第六項並びに第八十七條の三第六項、第十項及び第十三項において準用する場合を含む。))」に改める。

(八郎潟新農村建設事業団法の一部改正)

18 八郎潟新農村建設事業団法(昭和四十年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項中「第九十四条の八第四項」を「第九十四条の八第五項(同法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。))」に改める。

「高橋雄之助君登壇、拍手」

○高橋雄之助君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

この法律案は、農業をめぐる最近の諸情勢の変化に対応するため、農業生産基盤の整備を計画的かつ効率的に推進し、土地改良制度全般について、その改善合理化をはかるため、換地制度における非農用地の取り扱いの改善、土地改良事業の統合化、農業振興地域整備計画に基づく基幹事業の実施方式の改善、農業用排水施設等の利用関係の調整、農地保有合理化、法人に対する土地改良事業の実施資格の付与等、所要の改正をしようとするものであります。

委員会におきましては、岡山県下に現地調査を行ない、参考人の意見を聴取する等、熱心な審査がなされたのであります。その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入り、塚田委員から、日本共産党を代表して反対の討論があり、次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもって附帯決議を行ないました。

以上報告いたします。(拍手)

○副議長(森八三二君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

○副議長(森八三二君) 日程第五 小規模企業共済法の一部を改正する法律案

日程第六 石油開発公団法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長大森久司君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

小規模企業共済法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月二十八日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

小規模企業共済法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法の一部を改正する法律案
小規模企業共済法(昭和四十年法律第二号)の
二部を次のように改正する。
第四条第二項中「十口」を「二十口」に改める。
第九条第一項中「その区分に係る掛金納付月数が
十二月未満の掛金区分に属するものを除く。」を
削り、同条第二項を次のように改める。
2 前項の区分共済金額は、次の表の上欄に掲げ
る共済契約の種類及び同表の中欄に掲げる掛金
区分に係る掛金納付月数に属し、それぞれ同表
の下欄に掲げる金額とする。

共済契約の種類	掛金区分に係る 掛金納付月数	区 分 共 済 金 額	
		十二月以上	十二月未満
第一種共済契約	十二月以上	別表第一の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に属し、第二号の三第一号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同条第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額	その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額
第二種共済契約	十二月以上	別表第二の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に属し、第二号の四第一号又は第四号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同条第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額	その掛金区分に係る納付に係る掛金の合計額
	十二月未満		

3 第十二条第三項を次のように改める。
解約手当金の額は、次の各号に掲げる場合に
応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。
一 第七条第二項又は第四項の規定により共済
契約が解除された場合 掛金区分(その区分
に係る掛金納付月数が十二月未満のものを除
く。)ごとに、その区分に係る納付に係る掛
金の合計額に、次号の政令で定める割合を乗
じて得た金額の合計額

二 第七条第三項第一号の規定により共済契約
が解除された場合(当該共済契約者が同号の
会社の役員たる小規模企業者となつたとき
に限る。) 掛金区分ごとに、その区分に係る納
付に係る掛金の合計額に、百分の八十を下ら
ず、かつ、百分の百五十をこえない範囲内に
おいて政令で定める割合を乗じて得た金額の
合計額
三 第七条第三項の規定により共済契約が解除

された場合(前号に掲げる場合を除く。) 掛
金区分に属する区分解約手当金額の合計額
第十二条第四項中「前項の区分解約手当金額
は、」を「前項第三号の区分解約手当金額は、その
区分に係る掛金納付月数が十二月未満の掛金区分
についてはその区分に係る納付に係る掛金の合計
額とし、その区分に係る掛金納付月数が十二月以
上の掛金区分については」に改める。
第十四条を次のように改める。
第十四条 削除
第十六条第二項を削り、同条の次に次の二条を
加える。
(共済金等からの控除等)
第十六条の二 事業団が共済契約者又はその遺族
に共済金等を支給すべき場合において、前条の
規定により返還を受けるべき共済金等、納付を
受けるべき掛金(増増金を含む。)又は第四十二
条第一項第二号の規定による共済契約者に対す
る貸付けに係る貸付金若しくは利子で弁済を受
けるべきものがあるときは、事業団は、当該共
済金等からこれらを控除することができる。
第十六条の三 事業団が第四十二条第一項第二号
の規定による共済契約者に対する貸付けを行な
つた場合において、その貸付けに係る貸付金の
弁済期後通商産業省令で定める期間を経過した
のちなお弁済を受けるべき貸付金又は利子があ
るときは、事業団は、その共済契約者の納付に
係る掛金区分のうちその区分に係る掛金納付月
数の最も少ないものから順次当該掛金区分
に係る納付された掛金を取りくずし、その貸付
金又は利子の弁済に充てることができる。
2 前項の規定により掛金が取りくずされたため
その掛金納付月数が減少した共済契約者に関す
る第二号の三、第二号の四及び第十二条第一項
の規定の適用については、その掛金納付月数
は、減少しなかつたものとみなす。
第三十九条第五項中「通商産業大臣」の下に「の
認可を受けて、理事長」を加える。

第四十二条第一項第二号を次のように改める。
二 次のイからハまでに掲げる者に対し、それ
ぞれイからハまでに掲げる資金の貸付けを行
なうこと。
イ 個人たる小規模企業者としての地位にお
いて締結した共済契約に係る共済契約者
その者の事業に必要な資金
ロ 会社、企業組合若しくは協業組合の役員
たる小規模企業者としての地位において締
結した共済契約に係る共済契約者又はその
会社、企業組合若しくは協業組合 その会
社、企業組合又は協業組合の事業に必要な
資金
ハ 主としてイ又はロに掲げる者を直接又は
間接の構成員とする事業協同組合その他の
団体 その団体の事業に必要な資金
第四十三条第二項中「許可を受けて」の下に「定
める基準に従つて」を加える。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
(経過規定)
2 この法律の施行前に小規模企業共済法(以下
「法」という。)の定めるところにより締結された
共済契約であつて、この法律の施行前に法第二
条の三各号若しくは第二号の四各号に掲げる事
由が生じたもの又は法第七条第三項の規定によ
り解除されたものに係る共済金等の額の算定に
ついては、なお従前の例による。
3 この法律の施行前に法第三十九条第五項の規
定により通商産業大臣が任命した評議員は、改定
正後の同項の規定により通商産業大臣の許可を
受けて理事長が任命したものとみなす。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
石油開発公団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

昭和四十七年五月十七日 参議院會議録第十五号 小規模企業共済法の一部を改正する法律案外一件 道路交通法の一部を改正する法律案

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 河野 謙三殿

石油開発公団法の一部を改正する法律案

石油開発公団法の一部を改正する法律

石油開発公団法(昭和四十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「石油の探鉱」を「石油及び可燃性天然ガス(以下「石油等」という。)の探鉱」に、「石油資源」を「石油及び可燃性天然ガス資源」に、「石油の安定的」を「石油等の安定的」に改める。

第八条中「五人を七人に改める。

第十九条第一項第一号中「石油」を「石油等」に改め、同項第二号中「石油」を「石油等」に改め、「これらに伴う可燃性天然ガスの採取を含む。第四号において同じ。」を削り、同項第三号及び第四号中「石油」を「石油等」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 石油等の探鉱に必要な地質構造の調査を行なうこと(委託を受けて当該調査を行なうことを含む)。

第三十八条第三号中「第十九条第一項」の下に

「及び附則第九条の二第二項」を加える。

附則第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 公団は、当分の間、第十九条第一項に規定する業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、石油の備蓄の増強に必要な資金(原油の購入に必要な資金に限る)の貸付けを行なうことができる。

2 公団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、前項の業務の一部を委託することができる。

3 第三十五条の規定は、前項の認可に準用する。

4 第二項の規定による通商産業大臣の認可があつた場合においては、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができる。

5 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 第三十三条の規定は、受託金融機関に対する当該委託業務に関する報告の徴収又は立入検査に準用する。

7 前項において準用する第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔大森久司君登壇、拍手〕

○大森久司君 ただいま議題となりました二法案につきましても、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、小規模企業共済法の一部を改正する法律案は、最近における経済事情の変化に対応し、小規模企業共済契約の掛け金月額額の口数の限度を二倍に引き上げるとともに、小規模企業共済事業団の行なう貸し付け業務を円滑に行なえるようにするための必要な規定等を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、小規模企業共済事業団の業務について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わし、討論なく、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

の決定いたしました。

次に、石油開発公団法の一部を改正する法律案は、石油及び可燃性天然ガスの安定的かつ低廉な供給を確保するため、石油開発公団の業務の拡大等をはかりとするものでありまして、そのおもな内容は、第一に、石油開発公団の業務に可燃性天然ガスの探鉱資金の供給に関する業務を加えること、第二に、石油開発公団みずから石油及び可燃性天然ガスの探鉱に必要な地質構造調査を行なうこと、第三に、石油開発公団は、当分の間、原油備蓄の増強に必要な資金の貸し付けを行なうこと、等であります。

委員会においては、今後の石油政策のあり方等について熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わし、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(森八三二君) これより採決いたします。

まず、小規模企業共済法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 総員起立と認められます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○副議長(森八三二君) 次に、石油開発公団法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 過半数と認められます。よつて、本案は可決されました。

○副議長(森八三二君) 日程第七 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事増田盛君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

道路交通法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十七年四月二十一日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 河野 謙三殿

道路交通法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の二」を「第七十一条の三」に改める。

第四十条第一項中「進行」を「通行」に改める。

第七十一条中「車両等を運搬するときは、第六十四条、第六十五条第一項、第六十六条、前条並びに第八十五条第五項及び第六項に定めるものの

ほか」を削り、同条第二号中「同項を」同条第一項若しくは第二項に改め、同条第三号中「通行」を「通過」に改め、同条第五号の二の次に次の一号を加え、同条の付記中「第五号まで」の下に、第五号の三を加える。

五の三 自動車を運転する場合において、次条に規定する者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車（次条又は第八十七条第三項に規定する標識をつけた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後進路と同一の進路を後方から進行して行く表示自動車が当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

第四章第一節中第七十一条の二を第七十一条の三とし、第七十一条の次に次の一条を加える。

（初心運転者の遵守事項）
第七十一条の二 第八十四条第三項に規定する普通自動車免許を受けた者で、当該普通自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達しないもの（政令で定める者を除く。）は、総理府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に総理府令で定める様式の標識をつけないで普通自動車を運転してはならない。

（罰則 第二百一十一条第一項第九号の三、同条第二項）

第七十五条の四中「運転」を「進行」に改める。

第八十四条に次の一項を加える。

5 仮免許を分けて、大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）及び普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）の二種類とする。

第八十五条第五項中「大型自動車、普通自動車若しくは大型特殊自動車の運転の経験の期間」を

「大型免許、普通免許若しくは大型特殊免許を受けた者で、当該いずれかの免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）に改め、同条第七項中「当該旅客自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に改める。

第八十六条第一項、第三項及び第四項中「当該旅客自動車運送事業」を「旅客自動車運送事業」に改める。

第八十七条を次のように改める。

（仮免許）

第八十七条 大型自動車若しくは普通自動車を当該自動車を運転することができる第一種免許若しくは第二種免許を受けないで練習のため運転しようとする者又は普通自動車を第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行なう普通免許の運転免許試験若しくは第九十八条に規定する指定自動車教習所における普通自動車の運転に関する技能についての技能検定（次項において「試験等」という。）において運転しようとする者は、その運転しようとする自動車が大型自動車であるときは大型仮免許を、普通自動車であるときは普通仮免許を受けなければならない。

2 大型仮免許を受けた者は練習のため大型自動車若しくは普通自動車を又は試験等において普通自動車を、普通仮免許を受けた者は練習のため又は試験等において普通自動車を運転することができ、この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができる第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができ第二種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

3 仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、総理府令で定めるところにより当該自動車の前面及び後面に総理府令で定める様式の標識をつけて当該自動車を運転しなければならない。

4 仮免許を受けた者は、第二項の規定にかかわらず、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で旅客自動車を運転することはできない。

5 仮免許の有効期間は、当該仮免許に係る第九十七条第一項第一号に掲げる事項について行なう運転免許試験（第九十条及び第九十二条の二において「適性試験」という。）を受けた日から起算して三月とする。ただし、当該期間が満了するまでの間に、大型仮免許を受けた者が大型免許若しくは大型第二種免許を受け、又は普通仮免許を受けた者が大型自動車若しくは普通自動車を運転することができ第一種免許若しくは第二種免許を受けたときは、当該仮免許は、その効力を失う。

（罰則 第二項後段については第九十八条第一項第六号、第三項については第九十二条第一項第十四号、同条第二項）
第八十八条第一項各号列記以外の部分中「免許」を「第一種免許又は第二種免許」に改め、同条第一号中「（大型自動車に係る仮免許を含む。）及び（普通自動車に係る仮免許を含む。）」を削り、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、仮免許を与えない。
一 大型仮免許にあつては二十歳（政令で定める者にあつては、十九歳）に、普通仮免許にあつては十八歳に、それぞれ満たない者
二 前項第二号から第四号までのいずれかに掲げる者

第九十条第一項中「当該運転免許試験に合格した日から起算して一年」を「当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月に、「免許を与えず」を「免許（仮免許を除く。以下この条において同じ。）を与えず」に改める。

第九十二条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（免許証の有効期間）
第九十二条の二 第一種免許及び第二種免許に係る免許証（第九十一条第二項又は第九十一条の二第三項の規定により更新された免許証を除く。）の有効期間は、当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日の後のその者の三回目の誕生日（その者の誕生日が二月二十九日であるときは、その者の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下この条において同じ。）が経過するまでの期間とする。

2 第一百一条第二項の規定により免許証の有効期間が更新された場合における当該更新された免許証の有効期間は、更新前の免許証の有効期間が満了した後のその者の三回目の誕生日が経過するまでの期間とする。

3 第一百一条の二第三項の規定により免許証の有効期間が更新された場合における当該更新された免許証の有効期間は、同条第二項の規定による適性検査を受けた日の後のその者の三回目の誕生日が経過するまでの期間とする。

第九十六条第一項中、「第一種免許及び」を「第一種免許の運転免許試験を、同条第二項各号のいずれかに該当する者は」に改め、同条第二項中「普通自動車又は大型特殊自動車の運転の経験の期間」を「当該いずれかの免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）」に改め、同条第四項中「大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車の運転の経験の期間」を「当該いずれかの免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十六條の二 普通免許の運転免許試験を受けようとする者(政令で定める者を除く)は、仮免許を現に受けている者に該当し、かつ、過去三月以内に五日以上、総理府令で定めるところにより道路において自動車運転の練習をした者でなければならない。

第九十七條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同条中同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号に掲げる事項について行なう普通免許の運転免許試験は、道路において行なうものとする。

第九十八條を次のように改める。

(指定自動車教習所)

第九十八條 公安委員会は、自動車の運転に関する教習の水準を高め、もつて自動車の運転者の資質の向上を図るため、自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行なっている施設のうち、職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

一 政令で定める要件を備えた当該施設を管理する者が置かれていること。

二 次項の規定により選任された技能検定員が置かれていること。

三 次に掲げる業務を行なわせるため、当該施設を管理する者により選任された政令で定める要件を備えたそれぞれ次に掲げる職員が置かれていること。

イ 自動車の運転に関する技能の教習 技能指導員

ロ 自動車の運転に関する知識の教習 学科指導員

四 自動車の運転に関する技能及び知識の教習並びに技能検定(自動車の運転に関する技能についての検定で、総理府令で定めるところ

により行なわれるものをいう。以下同じ。)のための設備が政令で定める基準に適合していること。

五 当該施設の運営が政令で定める基準に適合していること。

2 指定自動車教習所を管理する者は、技能検定を行なわせるため、次に掲げる要件を備えた技能検定員を選任しなければならない。

一 二十五歳以上の者であること。

二 その者が従事する技能検定に用いられる自動車を運転することができ、次のいずれにも該当せず、かつ、技能検定に関する技能及び知識に関する総理府令で定めるところにより公安委員会が行なう審査に合格したものであること。

イ 過去二年以内に第六項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者

ロ 法第七十七條の三第二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に関し刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百一十一條の罪又はこの法律に規定する罪(第二百一十一條の三第二号の罪を除く)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過していない者

3 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能若しくは知識の教習又は技能検定には、それぞれ第一項第三号の規定に基づき政令で定める要件を備えた技能指導員若しくは学科指導員又は前項に規定する要件を備えた技能検定員以外の者を従事させてはならない。

4 指定自動車教習所を管理する者は、公安委員会から当該指定自動車教習所の職員について第

百八條の二第一項第三号に規定する講習を行なう旨の通知を受けたときは、当該職員に当該講習を受けさせなければならない。

5 指定自動車教習所を管理する者は、総理府令で定めるところにより自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者に限り、技能検定員にその者についての技能検定を行なわせるものとする。この場合において、技能検定員は、当該技能検定に合格した者について、技能検定に合格した者である旨の証明をしなければならぬ。

6 指定自動車教習所は、技能検定に合格した者であることを技能検定員が証明した者に限り、総理府令で定めるところにより、総理府令で定める様式の卒業証明書又は修了証明書を発行することができる。この場合において、当該卒業証明書又は修了証明書には、総理府令で定めるところにより、技能検定員の当該技能検定に合格した旨の書面による証明を付するものとする。

7 公安委員会は、指定自動車教習所について、第一項に掲げる基準に適合しているかどうか、又は第三項、第五項若しくは前項の規定に従い運営されているかどうかを検査し、及び当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

8 公安委員会は、技能指導員若しくは学科指導員又は技能検定員がその業務について不正な行為をしたときは、指定自動車教習所を管理する者に対し、これらの者の解任を命ずることができる。

9 公安委員会は、前項の規定による命令をし、うとするときは、当該指定自動車教習所を管理する者及び当該技能指導員若しくは学科指導員又は技能検定員に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時及び場所並びに当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

10 公安委員会は、指定自動車教習所が第一項に掲げる基準に適合しなくなつたとき、若しくは第六項の規定に違反して卒業証明書若しくは修了証明書を発行したとき、又は指定自動車教習所を管理する者が第三項若しくは第四項の規定に違反し、第五項前段に規定する者以外の者について技能検定を行なわせ、若しくは第八項の規定による命令に違反したときは、その指定を解除し、又は六月をこえない範囲内で期間を定めて当該指定自動車教習所が当該期間内における教習に基づき第六項に規定する卒業証明書若しくは修了証明書を発行することを禁止することができる。

11 公安委員会は、前項の規定により卒業証明書又は修了証明書の発行を禁止したときは、当該指定自動車教習所を設置し、又は管理する者に対し、当該指定自動車教習所を第一項に掲げる基準に適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

12 公安委員会は、第十項の規定による卒業証明書若しくは修了証明書の発行の禁止の処分を受けた指定自動車教習所が当該禁止に違反して卒業証明書若しくは修了証明書を発行したときは、その指定を解除し、又は指定自動車教習所を設置し若しくは管理する者が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を解除し、若しくは六月をこえない範囲内で卒業証明書若しくは修了証明書を発行することを禁止する期間を延長することができる。

(罰則の適用)

第九十八條の二 前条第一項第二号に規定する技能検定員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第九十九條第一項中「第一種免許」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 第九十八條第六項に規定する卒業証明書

昭和四十七年五月十七日 参議院會議録第十五号 道路交通法の一部を改正する法律案

二項各号に掲げる要件を備えていない者を除く。で、当該改正規定の施行後も引き続き当該自動車教習所において当該教習又は当該技能検定に従事するものは、新法第九十八条第一項第三号又は第二項の規定により、当該自動車教習所の技能指導員若しくは学科指導員又は技能検定員に、それぞれ選任された者とみなす。

8 この法律の各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

9 附則第一項第二号に掲げる改正規定の施行前にした旧法第二十四条の規定に違反する行為については、新法第九章及び別表の規定は、適用しない。

〔増田盛君登壇、拍手〕

○増田盛君 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、最近における道路交通の実情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑をはかる等のため所要の改正をしようとするものであります。

おもな内容を申し上げますと、まず第一点は、普通免許の技能試験を路上において行なうこととし、普通免許の受験資格に、仮免許を現に受け、かつ五日間以上路上練習をした者であることを加え、仮免許を受けた者が路上練習をするときは、

一定の資格を有する者の指導のもとに運転しなければならぬこととする等、路上試験の実施のための規定を整備しようとするものであり、第二点は、指定自動車教習所の指定基準等に関する規定及び普通免許の免許経歴が一年未満の者は、当該自動車に一定の標識をつけて運転しなければならぬこととする等、初心運転者の順守事項とその保護に関する規定を整備しようとするものである。第三点は、免許証の有効期間の末日をその者の誕生日に合わせるため必要な規定の整備を行ない、運転免許事務の適正化をはかりようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、各派共同提案の附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(森八三一君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長	河野 謙三君
副議長	森 八三一君
塩出 啓典君	松岡 克由君
野末 和彦君	山田 勇君
藤井 恒男君	中村 利次君
青島 幸男君	中尾 辰義君
柴田利右二門君	中村 登美君
上林繁次郎君	矢追 秀彦君
三木 忠雄君	阿部 憲一君
松下 正寿君	久次米健太郎君
亀井 善彰君	田代富士男君
柏原 ヤス君	黒柳 明君
田淵 哲也君	中沢伊登子君
川上 為治君	熊谷太三郎君
沢田 実君	渋谷 邦彦君
向井 長年君	温水 三郎君
濱田 幸雄君	白木義一郎君
小平 芳平君	小山邦太郎君

棚辺 四郎君	中村 禎二君
橋本 繁蔵君	原文兵衛君
松垣徳太郎君	志村 愛子君
高橋 邦雄君	柴立 芳文君
古賀雷四郎君	黒住 忠行君
小林 国司君	今 春聰君
大松 博文君	永野 鎮雄君
山崎 五郎君	石原慎太郎君
長田 裕二君	菅野 儀作君
石本 茂君	佐田 一郎君
藤田 正明君	長谷川 仁君
二木 謙吾君	河口 陽一君
木村 睦男君	土屋 義彦君
栗原 祐幸君	木島 義夫君
津島 文治君	丸茂 重貞君
江藤 智君	鍋島 直紹君
新谷寅三郎君	植竹 春彦君
杉原 荒太君	松平 勇雄君
郡 祐一君	古池 信三君
安井 謙君	細川 護熙君
上田 稔君	佐藤 隆君
中山 太郎君	川野辺 静君

河本嘉久藏君	金井 元彦君	戸田 菊雄君	前川 旦君	中村 波男君	鈴木 力君	政府委員
片山 正英君	梶木 又三君	山本茂一郎君	山内 一郎君	森 勝治君	村田 秀三君	運輸省鉄道監督局長
岩本 政一君	若林 正武君	柳田桃太郎君	宮崎 正雄君	林 虎雄君	佐野 芳雄君	山口 真弘君
長屋 茂君	増田 盛君	沢田 政治君	杉山善太郎君	松本 賢一君	小林 武君	
矢野 登君	山本敬三郎君	楠 正俊君	高橋雄之助君	矢山 有作君	渡辺 武君	議長の報告事項
渡辺一太郎君	山崎 竜男君	内藤馨三郎君	西村 尚治君	須藤 五郎君	山崎 昇君	去る十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
高田 浩運君	中津井 真君	松永 忠二君	森中 守義君	占部 秀男君	大矢 正君	
寺本 広作君	久保田藤磨君	西村 関一君	後藤 義隆君	横川 正市君	小柳 勇君	内閣委員
園田 清充君	鹿島 俊雄君	伊藤 五郎君	白井 勇君	戸叶 武君	岩間 正男君	地方行政委員
植木 光教君	町村 金五君	中村 英男君	阿具根 登君	加瀬 完君	吉田忠三郎君	
高橋文五郎君	大森 久司君	森 元治郎君	瀬谷 英行君	小野 明君	足鹿 覺君	
岡本 悟君	吉武 恵市君	平泉 渉君	田口長治郎君	成瀬 晴治君	秋山 長造君	
大谷藤之助君	塚田十一郎君	八木 一郎君	山本 利壽君	野坂 参三君	春日 正一君	
小笠 公昭君	前田佳都男君	山下 春江君	羽生 三七君	内閣総理大臣	佐藤 榮作君	同
堀本 宜美君	柴田 栄君	加藤シヅエ君	藤原 道子君	外務大臣	福田 赳夫君	同
大竹平八郎君	塩見 俊二君	鶴岡 哲夫君	鈴木 強君	大蔵大臣	水田三喜男君	同
剣木 亨弘君	青木 一男君	辻 一彦君	佐々木静子君	文部大臣	高見 三郎君	同
迫水 久常君	増原 恵吉君	須原 昭二君	加藤 進君	農林大臣	赤城 宗徳君	同
斎藤 昇君	林田悠紀夫君	水口 宏三君	小谷 守君	通商産業大臣	田中 角榮君	同
船田 讓君	伊部 真君	宮之原貞光君	竹田 四郎君	運輸大臣	丹羽喬四郎君	同
今泉 正二君	嶋崎 均君	安永 英雄君	和田 静夫君	国務大臣	木村 俊夫君	同
工藤 良平君	初村瀧一郎君	塚田 大願君	田中寿美子君	国務大臣	中村 寅太君	同
星野 重次君	竹田 現照君	大橋 和孝君	川村 清一君	国務大臣	同	同

昭和四十七年五月十七日 参議院會議録第十五号 議長の報告事項

大蔵委員	鈴木 一弘君	同	川野辺 静君	同	鬼丸 勝之君	れた。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
社会労働委員	川野辺 静君	同 (国会法第四十二条第三項の規定によるもの)	橋本 繁蔵君	科学技術振興対策特別委員	中村 利次君	付託した。
同	山下 春江君	同	菅野 儀作君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	同	国有林労働者の雇用の安定に関する法律案 (川俣健二郎君外六名提出)
農林水産委員	岩本 政一君	同	神沢 淨君	沖繩及び北方問題に関する特別委員	濱田 幸雄君	同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
同	小枝 一雄君	同	瀬谷 英行君	同	佐田 一郎君	女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (鈴木美枝子君外一名発議)
同	辻 一彦君	同	上林 繁次郎君	同	金井 元彦君	同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
商工委員	原田 立君	同	中沢伊登子君	科学技術振興対策特別委員	向井 長年君	北方領土問題対策協会法の一部を改正する法律案
運輸委員	初村瀧一郎君	大蔵委員	原田 立君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同	公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案
同	高橋 邦雄君	社会労働委員	吉武 恵市君	公有地の拡大の推進に関する法律案	同	不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案
同	菅野 儀作君	同	平井 太郎君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを	同	海上交通安全法案
同	瀬谷 英行君	農林水産委員	初村瀧一郎君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを	同	交通安全対策特別委員会に付託
議院運営委員	橋本 繁蔵君	同	片山 正英君	公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案	同	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同	和田 静夫君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを	同	文教委に付託した。
内閣委員	世耕 政隆君	運輸委員	鈴木 一弘君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを	同	文教委に付託した。
地方行政委員	小枝 一雄君	同	岩本 政一君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを	同	文教委に付託した。
同	高橋 邦雄君	同	稲嶺 一郎君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを	同	文教委に付託した。
同	柴立 芳文君	同	重宗 雄三君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを	同	文教委に付託した。
同	矢山 有作君	議院運営委員	鶴園 哲夫君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを	同	文教委に付託した。
同	辻 一彦君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	小枝 一雄君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを	同	文教委に付託した。
同	白木義一郎君	同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	同	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを	同	文教委に付託した。
同	松下 正寿君	沖繩及び北方問題に関する特別委員	鈴木 省吾君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを	同	文教委に付託した。
法務委員	山下 春江君	同	長田 裕二君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを	同	文教委に付託した。

き、沖縄総合事務局の事務所の設置に関し承認を求めるの件

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づ

き、労働基準監督署及び公共職業安定所の設置

に関し承認を求めるの件

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づ

き、食糧事務所の設置に関し承認を求めるの件

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づ

き、工業品検査所及び繊維製品検査所の出張所

の設置に関し承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通

知した。

北方領土問題対策協会法の一部を改正する法律

沖繩開発庁設置法

臨時石炭鉱害復旧法等の一部を改正する法律

北海道開発のためにする港湾工事に關する法律

の一部を改正する法律

沖繩振興開発金融公庫法

沖繩の復興に伴う防衛庁関係法律の適用の特別

措置等に関する法律

同日国会において承認することを議決した左の件

を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づ

き、沖縄総合事務局の事務所の設置に関し承認

を求めるの件

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づ

き、労働基準監督署及び公共職業安定所の設置

に関し承認を求めるの件

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づ

き、食糧事務所の設置に関し承認を求めるの

件

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づ

き、工業品検査所及び繊維製品検査所の出張所

の設置に関し承認を求めるの件

去る十三日議長において、左の常任委員の辞任を

許可した。

地方行政委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

瀬谷 英行君

中沢伊登子君

加藤 進君

野坂 参三君

吉武 恵市君

平井 太郎君

片山 正英君

和田 静夫君

重宗 雄三君

鶴園 哲夫君

渡辺 武君

小枝 一雄君

片山 正英君

神沢 浄君

和田 静夫君

中沢伊登子君

吉武 恵市君

平井 太郎君

岩本 政一君

重宗 雄三君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

矢山 有作君

鶴園 哲夫君

松下 正寿君

野坂 参三君

加藤 進君

山下 春江君

川野辺 静君

小枝 一雄君

辻 一彦君

菅野 儀作君

瀬谷 英行君

塚田 大願君

橋本 繁蔵君

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同	長田 裕二君	地方行政委員	中沢伊登子君	同	園田 清充君	特別措置法の一部を改正する法律案
同	鬼丸 勝之君	外務委員	今 春聰君	同	中村 英男君	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され
科学技術振興対策特別委員	中村 利次君	社会労働委員	橋本 繁蔵君	同	杉山善太郎君	た。
一昨十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。			高山 恒雄君	同	鈴木 力君	健康保険法等の一部を改正する法律案
			堀出 啓典君	同	塚田 大願君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。
地方行政委員	白木義一郎君	農林水産委員	山田 徹一君	同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。		
同	二宮 文造君	通信委員	藤原 房雄君			医療保障基本法案(田邊誠君外十三名提出)
法務委員	上林繁次郎君	建設委員	浅井 亨君	災害対策特別委員	久保田藤磨君	同日委員長から左の報告書が提出された。
大蔵委員	原田 立君	同	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同	佐田 一郎君	世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件議決報告書
商工委員	鈴木 一弘君	同	内閣委員	同	松永 忠二君	
運輸委員	田代富士男君	同	藤原 房雄君	同	佐々木静子君	
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。			浅井 亨君	同	神沢 浄君	北西大西洋の漁業に関する国際条約の改正に関する議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書
地方行政委員	上林繁次郎君	地方行政委員	高山 恒雄君	同	須藤 五郎君	
同	田代富士男君	外務委員	橋本 繁蔵君	同日法務委員会において当選した理事は左の通りである。		土地改良法の一部を改正する法律案可決報告書
法務委員	白木義一郎君	社会労働委員	今 春聰君	理事 白木義一郎君(白木義一郎君の補欠)		書
大蔵委員	鈴木 一弘君	農林水産委員	中沢伊登子君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。		小規模企業共済法の一部を改正する法律案可決報告書
商工委員	原田 立君	通信委員	山田 徹一君	日本開発銀行法の一部を改正する法律案		石油開発公団法の一部を改正する法律案可決報告書
運輸委員	二宮 文造君	建設委員	堀出 啓典君	同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。		道路交通法の一部を改正する法律案可決報告書
昨十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。			沢田 実君			同日議長において、大阪の千日デパート火災の実
内閣委員	沢田 実君	災害対策特別委員	片山 正英君			
同	峯山 昭範君					

情調査のための議員派遣を左の通り決定した。

一、派遣議員

赤岡 文三君	世耕 政隆君
竹内 藤男君	玉置 猛夫君
西ヶ久保重光君	神沢 淨君
杉原 一雄君	原田 立君
峯山 昭範君	高山 恒雄君
河田 賢治君	

一、派遣地 大阪府

一、派遣期間 昭和四十七年五月十七日 一日

間

同日内閣を経由して首都圏整備委員会委員長から、首都圏整備法第十五条の規定に基づく昭和四十六年度首都圏整備委員会年次報告書を受領した。

同日内閣から、社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和四十六年度社会保障制度審議会報告書を受領した。

同日内閣から左の報告書を受領した。

第六十七回国会参議院において採択された請願の処理経過

同日内閣総理大臣から議長宛、去る一日付をもつて北海道開発庁主幹首席藤雄君は同庁予算課長に

昭和四十七年五月十七日 参議院会議録第十五号

任命され、去る十四日付をもつて総理府統計局長

関戸嘉明君は退職し、また一昨十五日付をもつて

内閣総理大臣官房管理室長吉岡邦夫君は沖繩開発

庁沖繩総合事務局長に、防衛施設庁総務部調停官

銅崎富司君は同庁那覇防衛施設局長に、沖繩・北

方対策庁長官岡部秀一君は沖繩開発事務次官に、

沖繩・北方対策庁総務部長岡田純夫君は沖繩開発

庁総務局長に、沖繩・北方対策庁調整部長田辺博

通君は大蔵大臣官房審議官に、また昨十六日付を

もつて科学技術庁会計課長野崎博之君は食糧庁経

理部長にそれぞれ任命されたので政府委員はいず

れも消滅となった旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第六十八回

国会政府委員に任命することを承認した旨回答し

た。

内閣総理大臣官房管理室長 佐々 成美君

総理府統計局長 加藤 泰守君

沖繩開発政務次官 玉置 和郎君

沖繩開発庁総務局長 岡田 純夫君

沖繩開発庁振興局長 渥美 謙二君

〔第十二号参照〕

審査報告書

昭和四十七年度一般会計予算

議長の報告事項

昭和四十七年度特別会計予算

昭和四十七年度政府関係機関予算

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十八日

予算委員長 徳永 正利

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和四十七年度一般会計予算、昭和四十七年度特別会計予算及び昭和四十七年度政府関係機関予算は、通貨調整に伴う国際経済環境の新たな展開に即応しつつ、当面する国内経済の停滞をすみやかに克服し、わが国経済を安定成長の軌道に乗せることを主眼とし、(1)財政の健全性を保ちつつ規模の積極的な拡大を図り、(2)国民の租税負担の軽減合理化を図るため、四十六年に繰上げ実施した所得税減税に加え、住民税、事業税の減税等税制上の諸施策を講じ、(3)社会経済情勢の進展に応じ財源の重点的かつ効率的な配分を行ない経済の均衡ある発展と国民福祉の向上を図ることを基本方針として編成されたものである。

ものである。

一般会計予算においては、財政法第四条第一項ただし書きの規定に基づき、公共事業費、出資及び貸付金の財源に充てるため、公債一兆九千五百億円を発行することとし、施策の重点を税制改正、社会資本の整備、社会保障の充実、物価対策の推進、公害防止及び環境保全対策の拡充強化、農林漁業・中小企業の近代化、文教・科学技術の振興、経済協力と貿易の振興、沖繩振興対策、地方財政対策においている。

一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも十一兆四千六百七十六億八千六十四万一千円であり、一般会計歳入歳出予算と特別会計歳入歳出予算との純計額は歳入二十一兆六千六百一億八千三百六十七万円、歳出十九兆三千六百一十五億八千九百五十六万円である。

なお、石炭対策特別会計が石炭及び石油対策特別会計に改称されるほか、失業保険、労働者災害補償保険、開拓者資金融通保険の三特別会計が廃止され、新たに労働保険特別会計が設けられるので特別会計の数は四十一となる。

また、政府関係機関の数は沖繩振興開発金融公庫が新設されるので十五となる。

昭和四十七年五月十七日 参議院會議録第十五号 議長の報告事項

右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

審査報告書

国会議員互助年金法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十七年四月二十八日

議院運営委員長 鍋島 直紹

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、互助年金に係る納付金の額を改定するとともに昭和四十年八月三十一日以前に退職した国会議員等に給する互助年金の年額を改定し、議会雑費及び立法事務費の額の改定を行ない、各議院の法制局の部に副部長を置くことができるようにする等の改正を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費は、約二億一千三百万円であつて、昭和四十七年度予算に計上するものである。

第十二号中正誤

へし 段行 誤

補償 正

三六 四 終わり
から 債補

第十三号中正誤

へし 段行 誤

当時 正

三六 二〇 当事

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 五十円

(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(大代)